

臺灣經營論

82
425

026591-000-0

82-425

台灣經營論

小林 勝民/著

M35

ADD-0271





22-425

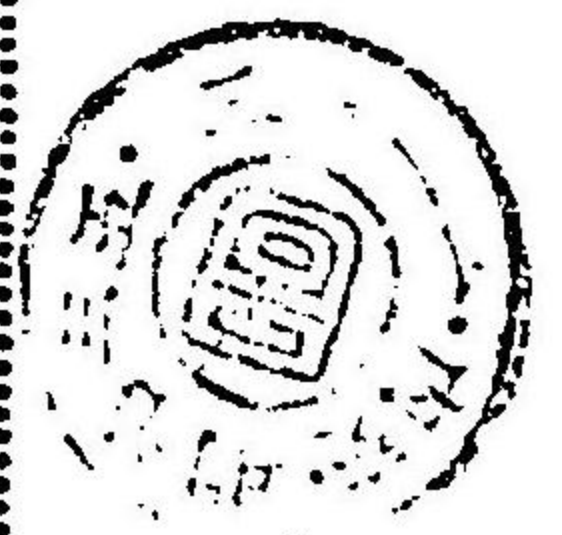
臺灣經營論

目次

第一章	緒論	一
第二章	既往に於ける臺灣經營の無主義	三
第三章	臺灣の立法組織を論ず	九
第四章	現行臺灣律令を論ず	一七
第五章	臺灣の司法を論ず	三〇
第六章	將來の臺灣經營を論ず	三四

附 録

後藤新平氏の 新領土經營論を讀む	四九
---------------------	----



臺灣律令を論じて東京日日新聞を駁す……………五一

臺灣問題……………七一

明確なる違憲問題……………七三

臺灣律令問題の一大誤謬……………七五

臺灣法令問題……………七七

(時事新報及び二六新報を駁す)

東征紀行……………八四

臺灣經營論

第一章 緒論

今や時勢は吾人を驅りて本論を草せしむるの止むを得ざるに至らしめたるが如く、臺灣の我領土に歸せしより既に七年の經營の成績如何は當に列國の環視する所にして、我國運の盛衰に關する多大なるのみならず一方に於ては實にこれ日本人種の消長問題なり蓋し日本人の他國人に對する戰争的技術は既に識認せられたり然れども平和的戰争即ち日本國民の消化力如何は更に新たに這般の臺灣經營によりて試験せられざる可からざればなり吁誰か臺灣經營を以て我帝國の大問題にあらずとするか

獨醉庵 小林勝民著



二
吾人の今日に於て、最も悲しむ所は、我國民の健忘にあり、而して特に我帝國議會の健忘と、無責任に至りては、眞個に驚嘆に堪へざるなり、試みに思へ、臺灣はこれ幾許の高價の代償によりて得られたるものぞ、疑ひもなく、親愛なる兄弟の萬骨を枯らし、同胞國民、巨億の膏血を糜消したる結果にあらずや、抑も吾人は何を以て、此の如き高價を支拂ひて、一臺灣の割譲と僅少ある償金とを以て、自から甘んじたるや、其地たる東亞の一大要衝にして、帝國南門の雄鎮たるに足ればなり、然るに何事ぞ、傾臺茲に七星霜の久しき朝野を擧げて、其經營施設に就き、昏々朦々として、何等の識別するあるなく、其の治臺の成否得失に於ける、冷々然、氷の如く、更に顧慮するあるなし、此の如くにして、所謂南門の雄鎮たるものも、豈竟に永く荒廢に歸せざらんや、臺灣經營論の著、豈亦た止むを得んや。

第二章 既往に於ける臺灣經營の無主義

臺灣は澎湖列島を合せて、其周圍三百九十三里、面積二千二百六十七里を超へ、人口は明治三十二年十二月末日に於ける、當局の調査によれば、二百七十五万八千人と稱すれども、戶籍法の施行せられざる今日に於て、固より其正確を保すべからざるや、勿論なり、清人の確説せる調査によれば、三百万を超ゆと云ふ、其何れか是なるを知らずと雖も、其本論に大なる關係なきを以て、暫らく之れを究明せず、兎に角其面積略九州に匹敵して、其人口は僅かに之れが一半に過ぎず、其内地、人遷住の餘地ある知るべきなり。

試みに其富源を見よ、その糖業、腦業、茶業、鹽業に於て、世界屈指の好適地なるは、暫らく言はず、その綿々たる肥田沃圃の、毎年二回若くは三回の

收穫あるは、必らずしも説かず、その百万町歩に渉る森林は、殆んど千古
 斧を入れざるにあらずや、その羊頭島の東端より、花嶼の西端に至り、南
 岬岩礁の南端より、目斗嶼の北端に至る、廣袤數百里の海面の多くは、亦
 由來網を入れざるの水産を以て、充たさるゝにあらずや、况んや瑞芳及
 び九份山の金鑛の如き、我國有數の鑛山、少からざるに於てをや、苟しく
 も拓殖その宜しきを得んか、這般千古無盡藏の寶庫は、開ひて以て、我利
 用厚生に供せられ、我一大富源たるべきや、固より論をまたず、惜しむ可
 し、當局の經營、宜しきを得ず、領臺七星霜、幾多の國財を注ぎ、幾多の膏血
 を糜し、而して這般の天富は、殆んど暴殄せられ、居れり、吁、誰か臺灣の經
 營を以て、要領を得ると云ふものぞ。
 何をか當局の經營、宜しきを得ずと云ふや、由來臺灣の統治は、無方針な
 り、無定見なり、無主義なり、換言すれば、所謂臺灣經營なるもの、無しと云

ふべきなり、樺山、水野の時に於て、然り、桂、乃木、曾根の時に於て、然り、兒玉、
 後藤の時に於て、亦最も然り、是れ必らずしも、直接局に當るもの、責任
 のみにあらず、實に我日本政府の責任なり、而して亦之れを等閑視し、不
 問視したる、我國民の一大責任からずんばあらず。

明治二十九年の初めに於て、當時の内閣は、法律六十三號の議案を、帝國
 議會に提出し、議會は遂に之れを協賛したれば、臺灣が當に憲法施行地
 となり、帝國の一州となりて、その北海道及び、沖繩と擇ぶなきに至りた
 るは、固より論をまたず、即ちこれ、我政府及び帝國議會は、臺灣を以て、英
 國の濠洲、カナダ等に於ける如く、之れを屬領地、若くは殖民地視せずし
 て、獨逸國のアルサス、ローレンに於ける如く、純然たる我帝國の一地方
 とし、一州となしたるものなり、言を換へて之を云へば、日本地積の延長
 として、之れを經營せんとしたるもの、如し、然るにその實際に於ける、

統治の行動は何如爾來七年を経るの今日に至るまで未だ戸籍法を施行せざるなり若くは之れに關する律令を設けざるなり之れが爲めに、その臺灣土人即ち新附の日本人と清國人との間に於ける戸籍の粗漏亂雜にして秩序を紊るの太甚しきは暫らく問はずとすも數年臺灣に在住せる内地人の如き一羈旅客に異らずして其生れたる子女の如き法律上一の戸籍を有せざるが如きの觀あるに至りては、この帝國の一地方たり一州たるの實何くにある其撞着も亦甚しからずや。臺灣は實に沃野千里の地その三分の一は未開墾地を以て充たさる雖も千古未發の富源は實に此間に多し人力を以て開發する決して難事にあらず願ふに我帝國の戸口逐年増加し生存競争の結果他に移住を求むるもの日一日より多し臺灣は溫熱豐饒の地にして細民の衣食住の如き優に簡易に辨ず可し而してこの地たる必らずしも健康を

害する程の惡土に非ざることは明らかなる事實なれば苟しくも當局者の獎勵保護宜しきを得んか内地の細民特に農民の如き移住者の遷來するや水の低きに就くが如きものあらんとす看よ臺東の平野の如き優に十万人を移殖せしめ得べき餘地あるにあらずや其他之を全島に求む我剛健なる大和民族の第二の故郷たるべき好地は蓋し其多きにたへず然るに領臺以來數十万人の渡臺者ありしにも係はらず現に全島を通じて八千戸三万人の現住者を見るに過ぎざるは抑も何の爲めや吾人は當局者の繫に倣ひ一概に渡臺者の薄志弱行と云ふを以て徒らに罵倒し抹殺す可らざる顯著なる事實を知得せるを奈何せん。臺灣に來りて、飽商とならざる内地の民間人士は悉く皆前臺灣當局者の爲めに無賴漢を以て目せられたり彼れは臺北在留の外國人を招聘せる席上に於て日本人の臺灣に來るは英國人の印度に來る如きもの

にあらずして、官府に引援あるもの、外は、悉く無頼の徒に非ざるはなし、故に臺灣總督府は、これ等の徒を除却して、當局官吏のみを以て、臺灣を經營せんことを期すと公言せり、而して舌根未だ乾かず、疑獄事件先づ起りて、總督府の重立たる官吏及び寵商の死んと總てを擧げて、連累したる如きは、何等醜絶の奇觀や、而して現當局者が、臺灣保安規則を設け、臺灣新聞紙條例を布き居るが如きは、何等の口實を設くるに係はらず、在臺内地人の民論を抑壓し、その水久的遷住を、阻害せしむるものたるべきや、明らかなり、看よ、數名の新聞記者に、洋行費を給し、數多の屬僚を、殖民事務取調べの、空名の下に、洋行せしむるの、費用あるに係はらず、移住民獎勵の爲めに、何等の留意計畫する所なきにあらずや、抑も此の如きは、これ臺灣を以て、帝國の一州とし、一地方とするの主義に、背戾するのみならず、亦常に之を單純なる屬領地とし、植民地とするの方針

にも撞着するものにあらずや、吁嗟此の如くにして、誰か能く我臺灣の統治に主義ありと云ふか、定見ありと云ふか、抑も亦誰か能く臺灣の經營なるもの、存在を認むるか。

且つそれ、現當局者の如き、其總督と民政長官とに於ても、亦著しくその意見に、異なる所あるもの、如し、民政長官は臺灣土人を基礎として、統治の方針を執ると公言し、總督の頃日、明言する所によれば、絶對的に之れを否認するもの、如し、甲の言ふ所果して是か、乙の説く所果して眞面目か、同一の當局者にして、その施政の方針の、水炭相容れざる、此の如し、臺灣經營の要領を得ざる所以のもの、亦宜ならずや。

第三章 臺灣の立法組織を論ず

臺灣總督は明治二十九年法律第六十三號によりて臺灣に於ける立法

權を割讓せられ、評議員會の決議を経て其管轄區域内に法律の効力を有する命令即ち律令を發するの權を有す、此法律は最初三箇年の効力を有し、明治三十二年三月三十一日を以て無効に屬すべきが故に、政府は更に三箇年の効力繼續案を第十四議會に提出して之れが協賛を経たり、而して繼續期限は將に本年三月三十一日を以て終了せんとするを以て、政府は又更に三箇年の効力繼續案を本議會に提出したり。臺灣の立法を論ずるに方りては、該法律の性質及び評議員會の組織權限、并に總督の發したる現行律令の實質に就て之を審究せざるべからず。

(甲) 法律第六十三號は違憲なり 明治二十九年法律第六十三號第一條に規定して曰く、臺灣總督は其管轄區域内に法律の効力を有する命令を發することを得と、是れ通常の委任命令を以て之を見る能はず、

絶對的立法の委任(即ち立法權の割讓にして、委任命令の範圍を超越するもの)とす、夫れ立法權は天皇の帝國議會の協賛を経て初めて行はせ給ふ可きものなるは、帝國憲法第五條の明定する所にして、帝國議會の立法協賛の權は同時に之れが義務たり、帝國議會は立法の協賛權を拋棄する能はず、又之を絶對に委任する能はず、若し法律第六十三號の如く、立法權を絶對的に臺灣總督に委任し得るものとせば、帝國議會は其立法の協賛權を擧げて、國務大臣若くは他の行政官吏に一任することを得べきものと爲さざる可からず、果して然らば、帝國議會は有名無實にして、立憲政治の實悉く廢滅せらる可し、且つ夫れ帝國憲法第九條に依れば、命令を以て法律を變更することを許さず、然るに法律第六十三號によりて、臺灣總督の發する命令は、法律と同一の効力を有せしむるを以て、命令を以て法律を變更し得べく、また現に變更しつゝ、あり之を

以て法律の委任せる命令が、法律を変更するものにして、命令其のものか法律を変更するにあらず、法律自身が法律を変更するに等しと論ずる者あれども、是れ唯だ一部學者の嗜好論たるに過ぎず、故に委任命令を是認する一木博士の如きも尙ほ説を爲して曰く、法律の委任は憲法に定めたる命令の區域を動かし、行政機關の權限を擴張するの旨意にあらず、若し法律の委任にして、斯る旨意を有するものとせば其違憲なること疑を容れずと、是れ恰も臺灣律令の運命を議する者にあらずや、蓋し法律第六十三號の違憲たるや學說の既に確定する所にして、之を啗々するを要せざるべし、左に織田博士の著述せる日本行政法論の一節を掲げて参考に資せんとす、同書一七六頁曰く、

二十九年法律第六十三號が、臺灣總督に與ふるに、其管轄區域に、法律の効力を有する、命令を發するの權限を以てしたるに至りては、更に

解し難きの事なりとす、法律の効力を有する命令は、憲法八條に謂ゆる、法律に代はる命令なりとせば、憲法上天皇の外、命令を發することを得ず、又一定の場合に、一定の條件を以てせざれば、之を發することを得ず、而して臺灣總督は、總督府評議會の決議を取ると、勅裁を請ふとの二條件にて、何時にても之を發することを得、臨時緊急を要する場合には、此二件を要せずして之を發することを得、此の如きは決して憲法の旨に合へりとすることを得ず、若し臺灣は帝國の新版圖なるが故に、憲法を適用せずと云はゞ、自ら別論たりと雖も、既に臺灣に施行すべき法令に關する件を定むるに、法律を以てするに於ては、臺灣に對する統治も、亦憲法の條規に依るの意は明白なり、而かも尙ほ此の如きの法律を制定するは、自家擅着も亦太甚しからずや、と論理明晰、法律第六十三號の違憲を論じて殘す所なし。

更に法律第六十三號制定の當時に溯て其情態如何を看よ、臺灣の一たび我版圖に歸してより干戈尙ほ未だ熄まず、新領土に向て直ちに民政を布く能はず、明治二十九年三月三十一日までは所謂軍政時代にてありき、同年四月一日初めて民政を布かんとするに方り、臺灣に施行すべき法律は、總て一々帝國議會の協賛を経ざるべからざるものとせば、多少の不便を招き機宜を失するの恐ありとなし、政府は茲に法律第六十三號法案を提出し、而かも自ら違憲の疑を存するを以て、之れが有効期限を三個年と爲し、戰捷の餘威を假りて、議會を通過せしめたり、而して其効力繼續案の再び、第十四議會に提出せらるゝや、違憲論の沸騰したるに拘らず、政府は單に第六條の期限修正に過ぎずとなし、力めて法律の實跡に論及するを避けしめ、術數遂に効を奏して兩院通過したり、二十九年以來、違憲の法律第六十三號は、効力を有したること茲に六年、尙

ほ之を持續せしめざる可からざるの理由、何くにか存する、抑もまた臺灣立法機關の不完全にして、且不健全なるの事實と、律令其ものゝ實態真相如何とを見れば、誰か法律第六十三號の有害危険なるに驚かざるものあらんや。

(乙) 臺灣評議會は有名無實なり 臺灣總督が其管轄區域内に法律の効力を有する命令、即ち律令を發するに方りては、臨時緊急を要する場合の外は、先づ臺灣總督府評議會の議決を取らざる可からず、是れ法律第六十三號第二條、及び第三條の規定する所なり、故に立法の機關たる臺灣評議會は、恰も帝國議會の立法協賛權を有するが如く、極めて嚴正公明に其職責を盡さざる可からず、然れども其組織の宜しきを得ざる、其權限の微弱なる、唯評議會は其名あるに過ぎずして、新領土に於ける立法機關は無能に歸し、總督の權力獨り絶大無邊なり。

臺灣總督府評議會章程は、明治二十九年勅令第八十九號を以て制定せられたり、其規定によれば評議員は總督、民政長官、參事官長、事務官六人以内、參事官兼任は二人に限るを以て之に充て、軍事に干涉する場合に限り、陸軍幕僚參謀長及び海軍參謀長を參與せしむ、又三十四年勅令第二百七號を以て、更に覆審法院長及び同院檢察官長等を加へたり、而して總督は之が議長と爲り、又議案は獨り總督のみ之を發することを得へく、且總督は評議會の議決に、同意すへからすと認むるときは、再議に付するの權ありとす。

夫れ斯くの如く、總督は絶大の權力を以て、其屬僚によりて組織せる評議會に臨む、而かも總督のみ獨り發することを得へきの議案は、また評議員たるへき吏員に命し、其手によりて作成せらるへし、故に自ら議案を作りて、自ら決議するの結果を來すへく、假令法院長、檢察官長等多

少種類を異にするか如き、評議員を附加せしめて、僅かに其外形を裝はんとしたれども、亦是れ法院條例の爲めに、總督の一下僚たるに過ぎざるものなり、概ね審議討論を用ひずして、獨り總督の意の如く、決定せらるゝは實際の状態にして、評議會の有名無實ならざる可からざる所以なり、故に臺灣總督たる者の權力は、專制國の君主に均しきものと謂ふべし、況んや兒玉總督は陸軍大臣の劇職を兼ねて、殆んど臺灣に在らず、後藤民政長官は一年の過半を内地に消し、臺灣の立法は毎に、總督府屬僚の手に委棄して、顧みざるに於てをや、嗚呼また危からずや。

第四章 現行臺灣律令を論ず

明治二十九年三月三十一日、法律第六十三號發布以來今日に至るまで、臺灣律令の發せられたる者其數實に一百余の多きに及べり、然れども

其過半は内地の法律を唯律令の名を以て之を適用したるものにして、臺灣に限り特殊なるもの極めて少し、且其緊急を要したるもの、如きは殆んど絶無に屬せり、但其律令を以て内地の法律を變更し、若くは法律なくして唯り律令の規定ある、重なるものを舉ぐれば左の如し。

- 一、臺灣阿片令
- 二、契稅規則
- 三、臺灣土地調查規則
- 四、高等土地調查委員會規則
- 五、臺灣總督府法院條例
- 六、臺灣地方稅規則
- 七、匪徒刑罰令
- 八、重罪輕罪控訴豫納金處分規則

九、食鹽專賣規則

十、樟腦及樟腦油專賣規則

十一、臺灣新聞紙條例

十二、臺灣保安規則

十三、臺灣度量衡法規則

に過ぎず請ふ是より進んで、前記律令の實質及結果如何を概説せん。

一、阿片令は刑法第二百三十七條乃至第二百四十二條の精神を無視するのみならず、阿片行政の方針と全然相容れざる者なり、而かも其規定は、阿片令施行規則と矛盾するものありて、收稅主義に基ける阿片令は、禁錮の刑罰を罰金に換ふるの處分を爲し得べきも、施行規則は之を許さざるが如き、立法の杜撰を極むるものと謂ふ可し、若し夫れ阿片專賣の實況に至りては、癮者の網羅と稱して、阿片吸食を奨勵するは、勢の

免かれざる所にして、而かも近年廢烟者の吸食免許狀の返納を、受理せざることありと云ふに於ては、阿片行政の本旨たる、漸禁主義と全然兩立することを得ざるなり、阿片專賣の失敗は、財政の危険と共に別に之を論ずるの機あるべし、

二、契稅規則は不動産の賣買讓與質入等に関し、舊制に準じて必ず其證書に契尾を付し、登記料に等しき税金を徴するの規定にして、既に登記規則の一部を、臺灣に施行せらるゝの今日に至りては、家屋の賣買質入等に付ては、同一事項に對し、登記料と契稅との、二重の負擔を強ゆるものなり。

三、臺灣土地調査規則は、予置土地調査の事業の必要なることを認むるも、該律令の不完全なるが爲めに、弊害百出し民心を不安ならしむるの實況を默認する能はず、特に人民に強ゆるに新たに、而倒極りなき申

告の手續を命し、一定の期限内に之を爲さざる時は、罰金を科せらる

ゝのみならず、其土地を沒收するの、過酷なる規定をさへ存したりき。

四、高等土地調査委員會規則は、普通土地調査委員會の査定に不服なる土地の紛争を審査するの規定にして、高等土地調査委員會の裁決を経たる事項に對しては、訴訟を提起することを得ざるものとせり、是れ司法裁判に於ける、法院の權限と撞着するの甚しきものとす、而かも其審理の方法、及び證據の採否、毎に其職に於て最も慣熟すべきの法院を措て、斯る規定を特設したるもの、臺灣に於ける司法權の總督の手に掌握せらるゝか爲めならずんばならず。

五、臺灣總督府法院條例は司法の獨立を害し、裁判の神聖を潰さしむ、次章に於て別に之を詳論せん。

六、臺灣地方稅規則は、地方稅の賦課額、及び賦課の方法、各地方の分擔

并に支出の方法等、毫も民意を徴せず、また其結果を公示せず、總督府の財政をして、彌々益々帝國議會の監視を免からしむるものなり、而して其税目中、家屋税、營業税及び雜種税等、國税の性質を有するもの多く、現に二百三十萬圓の地方税を以て、之を總督に一任すること、豈に危険なしとせんや、現に往々專横偏私に流れ、内地人と土人との間にも、著しく不公平、不權衡の跡あるは、事實の歴々證する所なり。

七、匪徒刑罰令は、慘酷峻嚴、東西其比を見ず、人類の生命を視ること、糞土の如し、夫れ土匪の兇惡は、天下の共に憎む所なり、然ども彼等が被告人として、法廷に立ち、未だ處刑の宣告確定せざる以前に、方りては、之を犯罪人視する能はず、又既に犯罪人あることの確定する上、難も國家刑罰權の範圍を超越し、殘虐の刑罰を科することを許さず、然るに匪徒刑罰令の殘酷峻嚴なるに伴ふて、之を審理するの途、亦極めて慘酷峻嚴

なり、一審にして終審たるべき、臨時法院の如き、豫審手續を用ゐず、而かも司法警察官の非現行犯調査に、豫審調査と同一の證據力を附するが如き、又辯護人を附せずして、斯る重罪を審理するが如き、又司法警察官、檢察官及び判官の之を審理するに當り、其の意思極めて公平ならざる可からざるも、匪徒事件の被告人を視ること、普通の被告人を視るが如きを得べきか、疑なき能はず、良民の匪徒を恐れずして、匪徒刑罰令を恐れ、必ずしも剽盜を恐れずして、憲兵警察官を恐るもの、今日南荒の實相たるを想は、誰れかまた寒心せざるものあらんや、抑も又匪徒刑罰令の實跡は如何、同令第一條によれば、何等の目的を問はず、暴行又は脅迫を以て、其目的を達する爲め多衆結合するを匪徒の罪と爲し、而して其未遂既遂を問はず、概ね死刑に所するを常とし、其附和隨從し又は雜役に服したる者と雖も、死刑に處せらるゝこと多しとす、是れ豈に刑罰權

の範圍を超越せるものにあらずして何そや、是れ豈に日本文明に一大汚點を止むるの甚しき者にあらずや、且つ夫れ第六條に於て自首者の刑を全免し得るの規定の如きは、歸順處分の大權侵害論を避けんとし、て能はざる周章狼狽の痕を留め、而かも國家刑罰權を翻弄するものと謂ふ可し、又其第七條に於て本令施行以前の行爲に溯て、嚴刑を科するに至りては、我刑法の法理を無視するの甚しきものと謂はざる可からず。

八、重罪。輕罪。控訴。豫約金。規則は、内地に於て廢止せられたるに係らず、尙ほ之を存せり。

九、食鹽專賣規則は、收税の目的を達せず、却て一般人民の日用食料品に間接重税を課するの結果となり、獨り寵商を利するのみにして、人民を苦しめ、又併せて鹽田の發達を害せるのみ、其收支相償はざるは、當局

と雖も認むる所ならん。

十、樟腦及樟腦油專賣規則は、正當なる製腦業者をして、其産を失はしめ、徒らに外商の懐を肥さしむるのみにして、是れ亦漸く收支相償はざるの實を示せることは、督府が本年度に於て、帝國議會に提出の豫算表によるも、明らかなり。

十一、臺灣新聞紙條例は、絶對的に吾人言論の自由を羈束したり、即ち同條例第一條によりて、臺灣に於て新聞を發行せんとするものは、臺灣總督の許可を受けざる可からざること、是れなり、而して總督の之を許可すると否とは、全く其權内に存するものにして、従て一たび與へたる許可と雖も、總督は是を取消すことを得べし、其許可を取消され、若くは許可を受くる能はざりしの實例少からずとす、又其第三條によれば、一小雜誌の發行人すら、尙ほ一千圓の保證金を徴せらるべきものとす、従

て戒告禁止其他刑罰の過酷なること知る可きなり、抑も總督府が土匪歸順の處分を行ふや、大權侵害論先づ起り、阿片行政及び專賣の批難漸く喧しく、臺灣に於ける民聲は、將に大發揚せんとす、當時未だ新聞紙條例の制定なく、言論極めて自由なりしが、印刷事業の發達せざりしが爲め、民論を鼓吹するの機關は、一二の不完全なる小雜誌あるのみ、而かも其發行者の資力は概ね豊かならず、是に於て平總督府は、許可の權力と金錢とを以て、民聲を壓迫せんことを試みたるもの、即ち是れ此條例なりとす、昔者專制の世、尙諫鼓以て民言を徵す何を以て今日臺灣に於て唯り斯く民聲を壓迫せざる可からざるの要あるか、是れ律令發布の權は、偶當局の爲めに、其要を認むべきと爲すも、我臺灣の爲めに、最も有害危険なるを證するものにあらずや。

十二、臺灣保安規則は、彼の明治二十年の末、發布せられたる保安條例

に加ふるの蠻法なり、二十年の保安條例は憲政の今日、早く既に廢止せられて痕なきも、我臺灣に於ては、明治三十三年に至りて、更に一層暴戾なる保安規則を制定せられたり、即ち内地に於ける、郡區長に過ぎざる廳長に與ふるに豫戒命令若くは三年以内、臺灣在住禁止の命令を發するの權力を以てし、而して之れが適用を受くべき、所謂治安の妨害者の如きは、廳長の認定によりて、治安妨害となるものとす、蓋し立法の精神たる、臺灣施政に反對するものを排斥せんとするにあり、故に純然たる實業者にして、相當の資産を有するものなるに係はらず、一辨務署長、今廳長の歡心を失ひたるが爲め、之を執行せられ、三年間臺灣在住を禁止せられ、財産其他營業上非常なる損害を被りたるもの、其例少からず、此の如くにして、臺灣在住人に、安心立命の地步を失はしむるのみならず、遷來の意思ある内地人を、沮却せしむ、是れ豈に憲法に於て、保障せられ

たる吾人住居の自由を沒了するものにあらずや、嗚呼新聞紙條例は以て失政の外に、表白せられざらんことを防ぎ、保安規則は以て、批政の内可し。

十三、臺灣度量衡規則は、最新の學説を採用し、内地の度量衡法と共通する能はず、而も需用に應ずるの製作は、實際に於て難きにも拘らず、龍商の獨占到に托し、而も其法令を施行せるに及び、需用之に適はず、違犯者續々あり、警察官之を拘引し來り、訊問するに至りて、製作の需用に應ぜざるに因るを發見し、政府の威信を全然失墜せしめ、且故意に人民を罪に擠さしむるに至れり、又其製作販賣は販賣規則により販賣を自由するに拘らず、龍商に獨占せしめたり。

論して此に至らば、近時滔々たる阿世曲學の幫間者流が、律令の實質内

容如何を辨せずして、空理空論を弄もるすの惘笑するの外なきも、立法の大權を臺灣總督に割讓するの、有害危険なるは、之を實地の事實に照して炳然たるべし、然れども臺灣に於ける立法を刷新せんと欲せば、必ず先づ其基本たる、違憲の法律第六十三號を廢絶せしめざる可からず、今や該法律は本年三月三十一日に至らば、自然に其効力を終了すべきを以て、政府の提出せる効力繼續案を成立せしめざれば、即ち足るべし、是れ臺灣立法刷新の一大好機にあらずや、然り而して現行の律令は、法律第六十三號の廢絶の爲めに、其効力を左右するものにあらざるを以て、須らく其實質内容を審究して、之れが存廢を決定せざる可からず、若し夫れ將來の立法に干しては、從來沖繩若くは北海道に於けるが如き、方法を以てせば、乃ち可ならん、手置と雖も、決して内地の法律を悉く臺灣に施行せんと欲するものにあらず、又臺灣に於ける特殊の法律を要

三〇
す。ることあるべきを知る、只違憲なる法律に基き、臺灣總督が有する絶
大無邊の立法権の有害危険を免れ、帝國議會をして其職責を完からし
め、臺灣の統治を忽緒に附せざらんことを要す。

第五章 臺灣の司法を論ず

臺灣に於ける司法権は、立法権と同じく、臺灣總督の掌握する所なるを
以て、司法の獨立を害し、裁判の神聖を保持すること能はず、是れ臺灣司
法制度の大本を規定する、明治三十一年律令第十六號臺灣總督府法院
條例を一閱せば、則ち明かなり。

同條例第一條に依れば、其冒頭に於て、臺灣總督府法院は、臺灣總督に直
屬すと規定し、裁判所構成法第四編に於ける、司法大臣の司法行政監督
權の規定と全然其性質を異ならしめ、臺灣に於ける司法の大權を擧て、

臺灣總督に歸屬せしめたり、故に法院は總督の下に立ち、判官は總督の
一屬僚たるに過ぎずして、總督は其必要と認むるときは、自由に判官に
休職を命ずることを得べし、是れ同條例第十七條の明定する所なり、斯
の如き條例の下にある法院、安くんぞ不羈獨立なるを得んや、抑もまた
奈何んぞ裁判の神聖を汚濁せられざることをなきを保せんや。

是故に律令の基本たる、二十九年法律第六十三號を外にして、之を見る
も法院條例の帝國憲法に違反するは、蔽ふ能はざる所なり、蓋し帝國憲
法第五十七條及第五十八條は、司法権の獨立と裁判官の地位の安固た
るべきを保障したり、故に裁判所構成法及判事懲戒法の如き、悉く帝國憲
法に依遵して、其精神を敬視せり、然るに法院條例に至りては、司法の大
權は、臺灣總督に存し、法院の階級極めて低く、判官の地位最も不安にし
て、事實上の免職方法たるべき休職の毎に、其頭上を警戒するあるも

の●豈●に●能●く●司●法●の●獨●立●と●判●官●の●地●位●の●安●固●と●を●確●保●す●る●こ●と●を●得●べ●
 け●ん●や●是●れ●豈●に●憲●法●違●反●に●あ●ら●ず●し●て●何●ぞ●や●

更に明治三十一年律令第十八號臺灣總督府法院懲戒令を看よ、其名は
 判事懲戒法と同じく、恰も憲法の規定を遵守するが如き觀あるも、其實
 は兩者全く相異れり、彼の懲戒裁判所は毎に司法裁判的に行動せらる
 ゝに拘らず、臺灣總督府法院判官懲戒委員會は、唯り臺灣總督の求めに
 依りてのみ、開始せらるべきは、懲戒令第八條の規定するところにして、
 毎に總督の手によりて左右せらるゝものと訓ふ可し、之れを法院條例
 と二者相俟て、臺灣に於ける司法の危殆を極むるものと爲す可し、又前
 章に説明したるが如く、高等土地調査委員會が法院の一部の裁判権限
 を奪却せるは敢て怪むに足らず、元來司法の大權を掌握する臺灣總督
 にして、兼て立法の大權を有するを以て、如何に司法を消長左右するも、

固より爲し能ふべきの事に屬すればなり。

抑も司法の不羈獨立は、政躰の如何を問はず、最も其必要を認むるは古
 今東西の實跡に徴して明かなり、行政と立法との混同する場合に於て
 は、特に之に依りて以て民意を安んずることを得べく、吾人の生命自由
 財産の權利は、依て以て初めて安固なることを得べし、之を如何んぞ唯
 り我臺灣に於て、司法の不羈獨立を要せずと爲さんや。

臺灣の司法を論ずるに方りては、尙ほ其制度を詳論し、二級審に止まり
 て上告の途なく、法律の統一を缺くが如き、内地と裁判及執行の連絡共
 助完からざるが如き、其不便弊害算し來らば日も亦足らず、而かも悉く
 皆な枝葉末流の論議たり、一たび臺灣に於ける司法の危殆を其根本よ
 り刷新せば、他は戦はずして自ら壞れん、それ之を刷新するの途は、唯司
 法の不羈獨立を保障し、違憲なる法院條例を廢止し、裁判所構成法を施

行するにあつたのみ、要之司法制度の改善は、法律第六十三號の廢絶と共に、現時の臺灣に於ける焦眉の急務なりとす。

第六章 將來の臺灣經營を論ず

既往に於ける臺灣經營の要領を得ざることは、前章に概説せるが如し、若しそれ各方面に涉りて、其詳を擧げんか、治臺の重要事たる對蕃は、全然之を放棄して、其跳梁に任じ、内地人及び土人の之れが爲めに、迫害を蒙るもの、年々無數なるも、顧みられざるなり、治臺百年の計たる教育は、萎靡として振はざるも、更に慮られざるなり、臺灣開發に最も必要なる宗教は、更にその取締及び保護の途を盡されざるなり、臺灣銀行は、毫も民間金融の利便に供せられずして、殆んど其資本及び預金の全部を擧げて、督府貸上の用に供せらるゝなり、不急の土木頻りに起りて豺の

如き狼の如き、寵商の腹、空しく肥されつゝ、あるを見るなり、在住内地人には、自治協議の組合團躰の組織だに、認可せられざるなり、土人の下級行政機關は、極めて不十分にして、上意下達せず、下情上通せず、盲目政治頻りに行はれて、民人は奸吏の爲めに、漁食せらるゝも、顧みられざるなり、警察は最も無能力にして、奸匪常に免かれて、良民冤枉に泣くの實あり、遷來の内地人漸く減じて、新附の民堵に安んぜず、滿目荒涼の觀あるもの、實に南荒の真相なり、此の如くにして、能く南門の雄鎮たらんを期す、抑も亦百年河清を待つゝの類にあらずや。

抑も此の如きは、是れ何の爲めぞ、他なし臺灣經營の方針、確立せざるの罪なり、法律六十三號の如き、絶大なる權力を、臺灣總督に委ねて、政府及び議會が、監督の責を盡さざるの罪なり、臺灣經營の善後策を講せんとするもの、蓋し亦その本に反れ。

奈何んして臺灣經營の方針を確立せしめんか、それ臺灣は、沖繩縣與那國嶋を距る、指願の間に在り、乃ちその地勢上に於て、北海道千嶋にして、我帝國地積の延長たらざるべからざれば、臺灣は亦須らく、同一ならざるべからざるなり、嘗て琉球諸嶋の、其歴史及び風俗習慣の全く異なるものを合して、帝國の一州とし、一地方となしたることにして、機宜の處置たるべくんば、臺灣を併せて、帝國の一地方となし、一州となすは、當に國家百年の長計に於て、若くせざる可からざるなり、是れ則ち、維新の宏謨に於ける、開國進取の國是に、適合する所以の途にして、東亞輓近の形勢に於て、最も其急を認むる所なり、而して我政府及び帝國議會が、領臺後問もなく、臺灣を以て憲法施行地たることを、歴史的に確認したることとは、抑も偶然と雖ども、余輩は其能く國家百年の計を、誤まらざりしことを、感謝せずんば、あらざるなり。

既に臺灣は、我帝國の一地方とし、一州とせられたり、憲法施行地として認められたり、これ固より我輩見なる政治家が、能く内外の形勢に鑑み、帝國百年の大計を、打算して、決行したるものに、非ざるや、勿論なり、雖ども、この茲に至らしめたるは、甲午征清の役の如く、偶然の天祐なり、と云ふ可し、然り、偶然と雖ども、これ東亞の形勢に於て、固よりしかせざる可からざるなり、帝國百年の大計に於て、亦固より若くなさざる可からざるなり、吾人は、臺灣經營の將來に於て、這般の方針を、嚴守し、名實共に一致するの計に出づるを、以て、時務の急なるものたるを、信するなり、臺灣をして、帝國の一州たり、一地方たる實を、擧ぐるには、固より速かに新附の嶋民を、驅りて、同化せしむるの途に出でざるべからず、即ち一日も早く、日本化せしめざるべからざるなり、而して此の目的を達するに、先づ主として、内地人の移住を、奨勵せざる可からず、而して殊に農民

の遷來を誘導し、能ふべき便宜を彼等に與へて之をして堵に安んじて永住せしむるの途に出でしめざる可からず。

同化は已に我臺灣經營の目的なり、亦目的ならざるべからず、然らば則ちその無主義にして殆んど枯死せる現時の臺灣に於ける教育を振張せしむるは亦最も急務とする所なり、假令佛蘭西語を嚴禁する、獨逸國の「アルサス」「ローレン」に對する如きことは、俄かに望むべからずとするも、同化の實を擧げんには、少くとも教育の方針を、此の如き目的に向つて進めざるべからず、吁臺灣教育の死せるや久し、國民教育の上より見れば、臺灣は尙依然たる清領にして、殆んど皇土たるの實なきなり、うの作興振張は、豈忽にすべけんや、

現臺灣當局者は、臺灣經營に對し、宗教を度外視せり、否反つて之を有害視せり、これ抑も何等の妄見や、蓋し宗教は劣等民族濟度の要具なり、

蠻民開發の利器なり、看よ臺灣は、凡童凡巫祝に惑溺し、淫祠に迷信せる土民を以て、充たざるのみならず、人頭を減するを以て、正理なりと確信せる生蕃の割據地にあらずや、是れが開發利導は、固より宗教家の力らに籍らざるべからざるもの多し、當局者が臺灣に、宗教の無用なるを聲明するは、偶以てその器の小にして、經世の識なきを自白するものなり。

玉石俱に焚かれ、券爾併せ、苛らる、否動もすれば、匪徒惠雨に浴して、良民冤死し、薰草泥土に委せられて、藕花空しく、床間に飾らるるものは、臺灣當局者の土匪政略にあらずや、滔々たる嶋民は、匪徒を畏れずして、憲兵警察官を恐ると云ふもの、眞個に南荒の眞相なりとせば、誰か亦臺灣に政治なるもの、存在を認めんとするや、噫、これ亦人事至慘の極にあらずや、抑も亦何もの、無血無情の徒か、敢て此の南荒の凄慘に向つて、一

滴の涙を分たざるものか。

吾人は此に於てか、先づ匪徒刑罰令の廢止を以て、這般の凄慘を匡濟すべき一方法なりと信ず、彼の如き慘酷にして、法理に適合せざる律令を以て、誦詐俗をなすの土地に臨む、偶、以て奸匪を逸せしめて、良民を陥擠せしむるの慘を見るの外、何等の效果なからん、況んやその審理方法の不十分なる、前章論述の如きに於てをや。

蓋し臺灣の土匪の如き、實にこれ區々たる剽盜者のみ、苟しくも統治の要を得んか、敢て憲兵警察官の手に藉らざるも、彼等は忽ち良民の爲めに、驅逐せられて、煙散霧消すべきのみ、今の今日に於て然る能はざる所以のものは、匪徒刑罰令の如き、反つて奸匪の爲めに、利用せられ、警察官の無能、通譯政治の要領を得ざる、相俟つて、動もすれば可憐なる良民を驅りて、匪徒たらしむるの、止むを得ざるに至らしむるものあればな

り。警察官の撰擇、通譯官の改善、豈亦這般の南荒の凄慘を醫治すべき。大急務にあらざるや。

支那人は由來、世襲的君主を奉ずるの感念に乏し、仁政の在る所、庶民子來するの觀ある、實にその歴史の證明する所なり、殊に臺灣の土民は、支那民族中、比較的最も勇悍にして、敢爲の氣象に富むもの多しとす、苟しくも我臺灣經營の方針にして、名實共に同化主義を嚴守し、銳意治を圖らば、百年の後、彼等の子孫をして、我近畿地方の壘を摩すべき、民族たらしむる、必らずしも至難の事に非ざるべきか、況んや臺灣の地、尙我内地人數十萬を移植せしめ得べき、餘地の現在して、千古未發の遺利は、我剛健なる民族の開發を待ちつゝあるに於てをや、是をして儼然たる文質彬彬の、新日本國たらしむる、豈るれ望みなしとせんや。

且つるれ拓殖の途を啓き、同化主義の實を擧ぐるに於て、吾人は臺灣の

守備隊編制の如きは内地の志願兵を以て組織するの特別制と成さん
 ことを主張するものなり而してその兵士は其給與を厚くし其服務期
 限を永くし滿期の後は同地に在住して農業其他の殖産に従事せしめ
 得る利便を與へしむることせば臺灣將來の經營に於て其効果少か
 らざるべきのみならず我國家經濟の上に於て最も其要を得るの道な
 るを信ず而して之を遂行すべき經費の如きは年々内地の各師團より
 派遣し更迭するの費用を以てせば優に辨ず可きなり此の如くにして
 年々風土に慣れざる各師團の兵士を異境に呻吟せしめてその兵力を
 減殺せしむるの憂を免かれしめば豈亦一舉兩得にあらざるや

吾人は食鹽專賣の如き樟腦專賣の如き特に阿片專賣の如き危険なる
 財源を以て臺灣財政の基礎と爲す現當局者の方針に對しては極力反
 對せざるを得ざる所なり食鹽樟腦の二專賣に就てはその民間の生業

を害することとは暫らく措き収支の一點に於ても相償はざることは
 既説の如し唯阿片專賣は當局の統計によれば相應の收利あるが如き
 も這は正確なる統計にあらざることとは毫も阿片行政に要する費用を
 計算せざるを以て之を知るべし若し若し精確なる統計的根拠を以て
 警察費裁判費等を精算せば餘す所の實收額果して幾何あるべきや蓋
 し僅少に過ぎざるべきなり況んや阿片吸食の特許は所謂阿片癮者に
 對する一時の權宜法にして早晩禁制せざるべからざるは阿片行政の
 目的ならざるべからざるをや此の如き性質のものを以て臺灣財政の
 基礎と爲し漫に盲者に向つて數字的統計を誇稱して揚々得色ある當
 局者の心事に至りては吾人殆んど之を解するに苦しむ所なり

蓋し此の如き危険にして民生を害し産業の發達を妨ぐべきものを以
 て臺灣財政の基礎とせざるも臺灣に於て決してその財源なきを憂ひ

ざるなり、乃ち所得税の如き、その課税の性質に於て、最も公正にして、安全なるものを、何故に今日まで、税目に加へざるや、又家屋税、營業税の如き、強固なる種類のもの、何故に國税の中に加へて、臺灣財政の基礎を立てざりしや、若し當局にして、尙更に強ひて財源を要せば、溜々たる全島の大租戸に對し、課税するも支障なきにあらずや、吾人は斷々乎として信ず、當局人あり、能く財政の整理を計らば、當分の内、兵備費を除けば、優に臺灣財政を獨立せしめ得べしと、これ吾人が臺灣經營の第一着手として、又臺灣財政整理の急なるを唱道する所以なり。

且つそれ、臺灣の地たる、東洋に於ける英國第一の根據地なる香港に近く、米國唯一の屬領土たる、ヒリッピンを距る遠からず、而して清國の不割讓を公約せる福建省廈門と指顧の間にあるあり、而して臺灣に於ける名門豪族の本據は寧ろ廈門及び其附近にあるものを多しとす、然らば則

ち臺灣の經營は、一方に於ては、道般の形勢を打算し、常に之れに視線を注ぐを怠らざるを要す、然るに當局の是れに對する感想は、極めて薄弱にして、その年々議會に要求する、南清貿易探險費の如き、果して何の爲めに支出せられ居るや、疑問とする所なり、苟くしも局に臺灣の經營に當るもの、豈深く猛省せざるべけんや。

内地人の移住を奨勵鼓吹すると同時に、自治制度を布き、以て安心立命の地歩を作らしめ、永住的感念を固定せしむるは、將來の臺灣經營に於て、最もその必要を認むる所なり、今や戶籍の法制も設けず、地方税は勿論、協議費に至るまで、毫も民意を徵せざるが如きは、憲法施行地たるの跡面を汚すのみならず、亦實に内地人の遷來を沮却し、之をして堵に安んずる能はざらしむるものなり、吾人は戶籍法の實施と自治制度の施行は、臺灣經營の第一義として、之れを主張せざるを得ざるなり。

司法の統一は、既に臺灣が帝國の一州たり、憲法施行地たる以上は、是非とも遂行せざるべからざる所なり、それ印度の如き、純然たる屬領土と雖も、尙英國の最高等法衙に上告し得るの制あるに、あらずや、苟しくも一國內の司法にして、統一せざんば、其極社會秩序の紊亂を免かるべからず、吾人は速かに、現行の臺灣法院條例を改め、大審院連絡の制を設けると同時に、裁判官の獨立を害する法制を排除せんことを希望するや切なり。

今や吾人は更に細目に涉りて、當局者の誇稱する所謂十年計畫の不成蹟を説かざるべし、而して又領臺後七年の久しき臺灣に於ける、凡ての良風美俗を破壊し、蹂躪し去りたる、今日に於て、故らに習慣調査の必要を絶叫し、之れが經費を帝國議會に強要する、當局者の自家撞着を究追せざるべし、蓋し徒らに當局の施政を攻撃するは、本論の目的に非ざればなり。

ばなり、然れども之を要するに、既往七年間、我臺灣の經營は、極めて不成績なることば、争ふべからざるの事實なり、是れ蓋し必らずしも、現臺灣當局者の責任のみならず、歸すべからず、又唯り過去に於ける、臺灣當局者の責任のみならず、亦常に我國民の責任なり、蓋し我政府及び帝國議會の責任なり、而して亦常に我國民の責任なり、蓋し我政府及び帝國議會は、已に一般の方針を勵行せずして、臺灣當局者の屢次試みたる、違憲の處置及び法律六十三號を濫用して、違憲の律令を發布したること、看過し、若くは黙認したるか、抑も亦何を以て、我國民は、高價の代償として、臺灣を領得しなから、之れが監視を怠たり、之れが經營の成敗に就き、何等の注意する所あるなく、領臺後七年の久しき、殆んど之れを放任に附して、顧みざりしか、これ吾人の大に遺憾とする所なり。

往●事●は●追●ふ●可●か●ら●ず●吾●人●は●先●つ●法●律●六●三●號●の●廢●止●を●以●て●臺●政●刷●新●
 の●第●一●着●手●と●な●し●臺●灣●經●營●の●新●面●目●を●開●か●ん●こ●と●を●欲●す●而●し●て●政●府●
 と●帝●國●議●會●と●を●問●は●ず●朝●野●の●全●力●を●傾●注●し●て●之●れ●が●經●營●を●玉●成●せ●ん●
 こ●と●を●望●む●然●り●臺●灣●經●營●の●成●否●は●當●に●日●本●民●族●消●長●の●分●る●所●な●り●
 這●般●の●問●題●は●區●々●た●る●當●局●者●目●前●の●功●利●の●爲●め●に●糊●塗●せ●ら●る●べ●か●ら●
 ざ●る●な●り●醜●絶●汚●絶●の●腐●敗●議●員●等●の●利●慾●の●爲●め●に●左●右●せ●ら●る●べ●か●ら●
 る●な●り●吁●嗟●臺●政●の●要●領●を●得●ざ●る●や●久●し●我●南●門●の●雄●鎮●は●將●に●荒●廢●せ●ん●
 と●す●吾●人●が●苦●言●痛●語●以●て●之●れ●が●匡●濟●を●講●せ●ん●と●す●る●も●の●豈●ろ●れ●偶●然●
 な●ら●ん●や●

附 錄

左に掲載するものは余輩が今回臺灣經營の真相實狀を表明せんが爲めに上京せる
 に際し臺灣律令論其他に關し反對論に對する辯駁文及び上京に關する紀行文中の
 二三を採録し以て臺灣經營論の遺漏を補ひ併せて東上の趣旨及び運動の經過を明
 らかにすと云爾

後藤新平氏の新領土經營論を讀む

今や、臺灣の真相實狀は稍明白ならんとす、後藤新平氏、乃ち大に之れを憂ひて、
 日本新聞紙上に、新領土の經營と題する一篇を掲げしむ、吾人は何時もながら、氏
 の機智に富むを稱する者なり。
 然れども讀んで、其所謂新領土經營論に至れば、其論旨の糊塗糝稜なる、其主張の
 支離滅裂なる、一驚を喫するの外なし、苟しくも臺灣經營の真相實狀に通ずるもの、
 誰か這般の糊塗的手段の爲めに瞞着せらるゝものあらんや。
 氏は題して、新領土の經營と云ひながら、所謂新領土の經營に就き、論述する所な
 く米國經濟協會第十一年會に於ける、殖民地調査委員會の報告を奇貨とし、以て臺

海の經營を説明せんとせり、之れに因て察すれば、氏は領土と殖民地との區別を知らざるもの、如し、或は之れを知るも故らに之れを瞞着せんとしたる者か。それ臺灣は、固より日本地積の延長にして、決して殖民地若くは屬地にあらず、是れ臺灣の地勢上固より然らざるべからざるは勿論領臺以來の歴史之を証明せり、此理明白にして一點の疑議を容る可き間なし、日本帝國の一部たり、一洲たる、臺灣を以て、殖民地と爲す可くんば、英國の愛蘭に於ける、獨逸國の「アルサス」ロルレイン」に於ける、亦當然之れを殖民地と見なさざる可らず、豈亦妄ならずや。已に領土と殖民地とに就て、判別する能はず、臺灣當局の誘説する所の、新領土の經營の見るに足らざるや、當然のみ、必至の數のみ、凡天下を愚視する、氏の臺灣經營論より甚だしきはなし、其聲の徒大にして實味の極乏なる、氏の新領土經營論に超るはなし、日本新聞紙上二日間に連載せる、數千言の論文は、唯米國經濟協會第十一年會に於る殖民地調査委員會の報告に藉りて、臺灣問題を糊塗せんとするに過ぎざるなり、有識者より之れを見れば、殆んど一笑に値ひせざる者にして、眞面目に駁撃する要なし、吾人は臺灣當局の主たる責任者たる、後藤新平氏の更に其所謂新領土經營の成績に就き、満足なる説明を要求せんとする者なり。

臺灣律令を論じて東京日々新聞を駁す

東京日々新聞は本月十一日及び十二日の紙上に於て、臺灣律令と題し、縷々數千言以て明治二十九年法律第六十三號繼續の必要を論述せり、是れ固より東京日日新聞たる者位置に於て當然の事なる可しと雖ども、常に法制の論議に於て特長を以て自から誇る記者の議論として、余輩は餘りに其淺薄なるを笑はざるを得ざるなり。記者は曰く、初め臺灣は帝國憲法の行はるべき範圍内に在りや否やの議論囂々たりしも、明治二十九年故らに法律を以て總督命令の原規を定めたるが如きは、帝國憲法の此に行はるゝを證明す可き倔強の資料たり其他行政財政等總て憲法に依準せざる可からざるより推すも、憲法の行はるゝや否やは、既に疑問とするに足らざるなり云々と、然らば則ち記者と雖も、帝國憲法の臺灣に行はる可きは之を明認する所にして、寧ろ之を主張する者なりと言はざる可からず、故に余輩は記者議論の順序に従ひ、第一明治二十九年法律第六十三號は憲法違反なること、第二臺灣統治の現狀に於て該法律を繼續せしむるの必要なことを論明して、記者の妄を闢かんとするなり。

天皇は帝國議會の協賛を以て、立法權を行ふ、同第九條に
曰く、天皇は法律を執行する爲に又は公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進
する爲に必要な命令を發し、又は發せしむ、但し命令を以て法律を變更すること
を得ずと、憲章炳乎として日星の如し、苟くも常識を有するもの、這般の明文を曲
解せる記者の一家言に迷はざるものあらんや。

あらずして、法律と同効力なる命令なり、換言すれば法律と異名同士の者なり、即
ち該律令は、當然法律を變更し得べき、實力を具備し居る者なり、而して亦現に、
幾多の法律を變更し居る者あり、之をしも憲法違反にあらずとせば、帝國憲法第九
條の但書は當に空文に歸す可きのみ。

立法權は、天皇の帝國議會の協賛を得て初めて行はせ給ふ可きは我憲法の明定する
所なり、然るに明治廿九年法律第六十三號は、此の明文を無視して、臺灣に於ける
立法權をして、帝國議會に容喙せしめず、舉げて臺灣總督及び、臺灣總督府評議會
に一任せしむる者なり、此の如きの委任なるもの憲法違反にあらずとせば、帝國議會
は其立法の協議權を舉げて、内務大臣及び内務省參事官會議に一任するも、亦記者の
所謂立法權萬能の原則と並び立つて相戻らざる者にして、當に帝國憲法に違由した

る行動なりと云はざる可からざるに至らん、天下豈這般極妄の事あらんや。

記者は又明治二十三年法律第八十四號を以て、明治二十九年法律第六十三號と、其
法理上の性格を同うせりと云へり、其牽強附會も亦此に至りて極まれりと云ふ可し、
二十三年法律第八十四號は帝國憲法第九條の前段に適當せる命令にして、決して二
十九年法律第六十三號の如き、命令を以て法律を變更し得るものと同一視するを得
ざるのみならず、帝國憲法は明らかに、法律と命令の區域を、確定せるに係はらず、
臺灣律令は、其内容法律と同一にして、毫も異なる所あるを見ず、加ふるに一は相
對有限にして、一は絶對無限なり、之を奈何んぞ、其法理上の性格を、同うするも
のと云ふを得んや。

記者は又曰く、夫れ憲法法律に關する哲理を求め、論理を尋ねて、是非を争ふは、
學者の自由なり、然りと雖も、國法上の疑問あるに當りて、其解決の爲に最も力あ
るもの、主權者の取捨に若くものあらず、而して委任命令を、適正且有効なりとす
るの制法、歴々實存するに於ては、學者の一家言を以て、此の事實を否認すること
能はざるは、智者を待て後知るにあらざるなり、況んや百の空論あるも、一の事實
的必要性を拒むこと能はざるに於てをや、明治二十九年法律第六十三號の存廢に對し
て、憲法論を尋ねるが如きは、毫も其實用に適するを見ざるなりと、夫れ明治二十

九年法律第六十三號の憲法違反なることは、余輩の前章に論明せる如く、誠に昭々乎として、一の疑義を容る可き餘地なし、此の如き明確なるもの、尙國法上の疑問を爲す可くんば、帝國憲法の七章七十六條、悉くこれ、國法上の疑問を以て、之れを目せざる可からざるに至らん、蓋し記者の理心恐らくは之を知らん、其の百の空論あるも、一の事實的必要を拒むこと能はずと云ひ、明治二十九年法律第六十三號の存廢に對して、憲法論を尋ぬるが如きは、毫も其の實用に適するを見ずと云ふが如きは、如何に記者が所謂必要論を以て、本問題を糊塗彌縫せんとするかの、苦心を察す可きなり。

明治二十九年法律第六十三號、繼續の必要如何を講究するに際しては、現行臺灣律令の内容實質を調査せざる可からず、知らず記者は、漫然必要を唱へながら、所謂臺灣律令なる者の、内容實質に就き、何等の查明したる所がある。

明治二十九年三月三十一日、法律第六十三號發布以來、今日に至るまで、臺灣律令として公布せられし者、其數實に一百二十の多きに及べり、然れども其過半は、内地現行の法律を、臺灣律令の名を以て、準用したるものにして、臺灣に限り特殊なるものは甚だ少し、而してその緊急を要したる者の如きは殆んど絶無に屬す、但る内地現行の法律と異なり、律令を以て臺灣に制定せられる重なるものを擧げば、

明治三十年律令第二號臺灣阿片令、同年律令第四號契稅規則、明治三十一年律令第十四號臺灣土地調査規則、同年律令第十五號高等土地調査委員會規則、同年律令第十六號臺灣總督府法院條例、同年律令第十七號臺灣地方稅規則、同年律令第二十四號匪徒刑罰令、同年律令第二十五號重罪輕罪控訴豫納金處分規則、明治三十二年律令第七號食鹽專賣規則、同年律令第十五號樟腦及樟腦油專賣規則、明治三十三年律令第三號臺灣新聞紙條例、同年律令第三十一號臺灣保安規則の如きに過ぎず、余輩は天下讀號の留意して、此等諸律令の内容及び結果を、講明せんことを希望し、併せて東京日日新聞記者の反省を促さざるを得ざる也、請ふ是より進んで、這般律令の内容及び結果を概説せんか、明治三十年律令第二號阿片令は、刑法第二編第五章第一節、第二百三十七條以下、第二百四十二條に至る、法律の精神を無視するのみならず、臺灣總督府現任當局者が執持し誇張し居る、阿片行政の方針と全然相容れざる者なり。

明治三十三年律令第四號契稅規則は、登記規則の一部變に既に勅令を以て臺灣に施行せられ居るの今日、尙家屋の賣買質入等に就き、同一なる事項に對し、登記料と契稅との二重負擔を爲さしめ、民信を失せしむるものなり。

明治三十一年律令第十四號臺灣土地調査規則同年律令第十五號高等土地調査委員會

規則に關しては、余輩は土地調査の事業の必要なることを認むるも、該律令の不完全なるが爲めに、弊害の百出して民心を不安ならしむる事實を默認すること能はず、殊に高等土地調査委員會規則第四條の如きは、司法裁判所の權限と撞着するの甚しき者なり。

眼を轉じて、明治三十一年律令第十六號、臺灣總督府法院條例を看よ、苟くも該條例を讀む者、誰か亦臺灣に於ける、司法權の不獨立を疑ふものあらんや、該條例第一條に曰く臺灣總督府法院は、臺灣總督に直屬し民事刑事の裁判を爲すことを掌る同第五條に曰く各法院に判官を置く、判官は勅任又は奏任とす、臺灣總督之を補職す、同第九條に曰く、各法院に檢察局を附置す、各檢察局に檢察官を置く檢察官は勅任又は奏任とす臺灣總督之を補職す同第十條の末項に曰く、地方法院檢察官の職務は、當分の内、警部長又は警部をして、便宜之を代理せしむることを得、同第十七條に曰く、臺灣總督は必要と認むるときは、判官に休職を命ずることを得、休職判官は本俸四分の一を給すとあり、此の如き内容の下にある法院たるもの、安んず獨立不羈なるを得んや、抑も亦奈何んが、其裁判の神聖を保つ可けんや、由來臺灣總督が、屢次判官の休職を命ずる頻繁なるの不當を鳴らす者の如きは、抑も亦未なりと云はざる可からず、され、休職は一定の期間を經過すれば、當然退職たらざる可からざるのみならず、事實に於て休職なるものは、一の免職方法なり、是れ豈裁判所構成法第七十三條、同第七十四條に背違するものにあらずや、抑も亦帝國憲法第五十八條を、無視するの甚しきものにあらずや、況んや法院條例第一條に於て、臺灣總督府法院は臺灣總督に直屬すと、院定せる如きは、決して裁判所構成法、第四編の規定に於けるが如く、司法行政の監督に干するものとして、之を見る可からざるは明白にして、臺灣に於ける司法裁判の權力を擧げて、臺灣總督の掌中に存することを明定せる者たれば、當に帝國憲法第五十七條を、蹂躪せるものにあらずや、苟しくも帝國憲法の擬護者を以て任ずる者の、豈深く臺灣律令の、擅妄に寒心せざるを得んや。

明治三十一年律令第十七號、臺灣地方稅規則は、地方稅の賦課額、及び賦課の方法、各地方の負擔額は、勿論方支出方法に至るまで、地方行政官に一任し、毫も民意を徵せざるを以て、往々專橫偏私に流れて、被治者をして其不公平に泣かしむる、少からざるを見るなり。

明治三十一年律令第二十四號、匪徒刑罰令に至りては、殘酷峻嚴、東西の比を見ず、所請一人の生命、全地球より重かる可き、萬物靈長の人類、此に至りて塵芥の如し、萬鎰の黄金に優る可き、個人の權利、此に至りて當に糞土の如し、是れ豈日

本文明に汚點を止むるの、甚しき者にあらずや、余輩は今其内容を明らかにせんが爲め、其全文を左に掲げん。

第一條 何等の目的を問はず暴行又は脅迫を以て其目的を達する爲多象結合するを匪徒の罪と爲し左の區別に従て處斷す

(一)首魁及び教唆者は死刑に處す

(二)謀議に參與し又は指揮を爲したる者は死刑に處す

(三)附和隨從し又は雜役に服したる者は有期徒刑又は重懲役に處す

第二條 前條第三號に記載したる匪徒左の所爲あるときは死刑に處す

(一)官吏又は軍隊に抗敵したるとき

(二)火を放て建造物汽車船舶橋梁を燒棄し若は毀壞したるとき

(三)火を放て山林田野の竹木穀麥又は露積したる柴草其他の物件を燒棄したる

とき

(四)鐵道又は其標識燈臺又は浮標を毀壞し汽車船舶往來の危險を生せしめたる

とき

(五)郵便電信及電話の用に供する物件を毀壞し又は其他の方法を以て其交通の妨害を生せしめたる

とき

(六)人を殺傷し又は婦女を強姦したるとき

(七)人を略取し又は財物を掠奪したるとき

第三條 前條の罪は未遂狀罪の時に於て仍本刑を科す

第四條 兵器彈藥船舶穀麥其他の物件を資給し若は會合の場所を給與し又は其他

他の行爲を以て匪徒を幫助したる者は死刑又は無期徒刑に處す

第五條 匪徒を藏匿し又は隠避せしめ又は匪徒の罪を免がれしめんことを圖りたる者は有期徒刑又は重懲役に處す

第六條 本令の罪を犯したる者官に自首したるときは情狀に依り其刑を輕減し又は全免す

第七條 本令に於て罰す可き所爲は其本令施行前に係るものも仍本令に依て之を處斷す

附 則

本令は發布の日より施行す

かくて其後、臺灣總督府は、更に律令を以て、本島人及清國人の重輕罪に付き、必らずしも豫審の手續きを履行するに及ばざるの制を定め、且つ匪徒被告事件に就て

五九

五九

は、辯護人を附せずして、裁判し得ることを規定せり。

吁此の如きは峻酷法律、今日果して、何れの法治國に求め得るものぞ、而して其適用に至りては、一層峻酷にして、多くの場合に於て、反證を許さざるを常とす、東京日日新聞記者は、帝國憲法の臺灣に行はるゝを認むるものなり、而して亦之を唱道するものなり、乃ち臺灣住民の、日本臣民たるを否定する能はざる可し、抑も何を以て、我憲法第二章によりて與へられたる、日本臣民の權利を蹂躪破壊する、這般の惡律暴令を辯護せんとする者ぞ。

偶ま一二の強盜剽掠者あれば、附近の村落、野に生草なからんとす、玉石俱に焚かれ、莠蘭併せ茹らる、良民は匪徒を恐れずして、匪徒刑罰令を恐る、必らずしも剽掠者を念とせずして、憲兵警察官を畏怖す、ア、苛政虎よりも猛きもの、眞個南荒の實相にあらざるや。

更に看よ、神人共に容る可からざる、眞實の奸匪惡徒、憲法第十六條に於ける、天皇大權侵害の嫌ある歸順處分の下に、幾多贈與の黃白に飽かしめ、彼輩をして傲然濶歩して、督府和を我れに請へりとの、暴言を擅まゝにせしむるを看よ、此の如くして、尙ほ臺灣に政治なるものありと云ふを得るか。

明治三十二年律令第七號、食鹽專賣規則、及び同年律令第十五號、樟腦及び樟腦油

專賣規則は如何、苟くも臺灣當局者にして多少經世的頭腦を有せば、此の如き無謀なる法制を制定するの舉に出でざりしなる可しと雖も、哀いかな彼等の杜撰孟浪なる計畫によりて案出せられたる這般專賣政略は、徒らに生民を苦しましめ、民業を荒廢せしめたるの結果、唯空しく一二寵商の狼慾を充たさしめるのみにして、其豫期せる財政收入の上には、反て著しき損害を蒙むるに至りたるは、顯著なる事實にして、何如に糊塗策に、妙を得たる當局者と雖も、決して塗抹し能はざる所なる可し。

如何にして臺灣の非政を抹塗せんか、如何にして彼等の孟浪杜撰なる計畫の失敗を彌縫せんか、如何にして臺灣の事情に通せざる中央政略を籠罩せんか、是れ臺灣當局者が日夜焦思苦心して止まざる所なり、此に於てか民聲を壓抑せざる可からず、民言を沮却せざる可からず、これ明治三十三年律令第三號、臺灣新聞紙條例、同年律令第二十一號、臺灣保安規則の制定せられたる所以なり。

臺灣新聞紙條例第一條に曰く、新聞紙を發行せんとする者は左の事項を記載し管轄地方官廳を経由し臺灣總督府に願出で許可を受く可し、(中略)本島に住所を有せざる者は發行人となることを得ず、同第三條に曰く、發行人は保證として金千圓を管轄地方官廳に納付すべし、同第七條に曰く、臺灣總督は特に命令を發して外交又は軍

事其他秘密を要する事項に關する記載を禁ずることを得、同第九條に曰く、左の各號に該當したりと認むる新聞紙は、臺灣總督に於て其發賣頒布を禁止し仍發行の停止を命じ又は其許可を取消すことを得(一)皇室の尊嚴を冒瀆し政體を變壞し又は朝憲を紊亂せんとする事項(二)第六條第七條の禁令を犯したるもの同第十條に曰く、新聞紙に記載したる事項治安を妨害し又は風俗を壞亂するものと認むるときは臺灣總督に於て其發賣頒布を禁止し文書若は口達を以て發行に戒告を爲すべし、戒告を爲すも發行人に於て尙改めざるときは其發行の停止を命じ又は其許可を取消すことを得、保證金の副額を完納せずして發行したるとき又同じ、同十一條に曰く、一人又は一社にして數箇の新聞紙を發行する者一箇の新聞紙を停止せられたるときは其停止中他の新聞紙を發行することを得ず、同第十二條に曰く、臺灣以外の帝國領土内又は外國に於て發行したる新聞紙にして第六條第七條第九條第一號第十號第一項に該當するものと認むるときは、臺灣總督は其發賣頒布を禁じ之を差押ふることを得、同第十六條に曰く、第十條に依り戒告を爲すも尙改めずして治安を妨害し又は風俗を壞亂せんとする事項を記載したる者又は第六條第七條の禁止を犯したる者又は第十二條の禁止を犯したる者は一月以上六月以下の輕禁錮又は二十圓以上三百圓以下の罰金に處す、同第二十條に曰く、定期に發行する雜誌通信の類は其學術技藝統計

官令又は物價報告等に關するものを除く外此條例に依る、同附則第二十一條に曰く、此條例は發布の日より施行す、同第二十二條に曰く、從來發行する新聞紙及び第二十條に掲ぐる雜誌通信の發行人は此條例施行の日より一箇月以内に此條例に定むる手續を爲すべし云々とあり、其他制裁の條項、凡て内地の新聞紙條例と異りて、頗る峻嚴なり、抑も此の如き嚴酷なる、新聞紙條例は、日本帝國に新聞紙ありて以來絶無の事に屬す、臺灣に於て新聞、雜誌を發行せんとせば、必ずや臺灣總督府の歡心を得ざる可からず、苟くも其歡心を失へば、直に其發行の許可を取消さるのみならず、身体財産に對する幾多の迫害を受けざる可からず、看よ臺地に於て、現に總督府に反對する新聞紙が非常の迫害を受けつゝあるを看よ、昔者專制獨裁の世、尙諫鼓以て民言を徵せずや、何を以て今日臺灣に限り、斯く民聲を壓抑せざる可からざるか、民言を杜絶せざる可からざるか、當局私心の存する所、豈に智者を待つて、後知る可けんや、抑も亦此の如き酷法暴令を、大日本帝國の領土内に、存在せしむるの、必要ありとせば、余輩は先づ、帝國憲法第二十九條を、改正せざる可からざるを信するなり。

顧みて明治三十三年律令第二十一號臺灣保安規則なるものを見よ、依りて以て、臺灣當局者が、如何に人權を侮蔑し蹂躪せるかを知る可く、而して亦以て、臺灣當局

者の手腕、如何を察す可きなり。

るれ英國は、無頼不逞の徒、若くは刑餘の人を驅りて、濠洲に殖民し、尙ほ能く、今日の文質彬々たる、國を成せり、而して此の如きは、殖民なる者の主要なる目的の一にあらざるか、然るに日本帝國の臺灣當局者は、保安規則なるものを、領臺後七年、秩序の稍く整頓したる時に作りて、敢て風光明媚の内地より、瘴煙蠻雨の新領土に、遷來し來るの徒を排斥せんとす、滔々たる新聞記者の、稱して以て氣虹の如しと謂ふ臺灣當局者の、經論なるもの、亦憐む可からずや。

臺灣保安規則第一條に曰く、本局に在住する内地人又は外國人にして、左の事項の一に該當する者と認むるときは地方長官は、豫戒命令を爲すことを得、(一)一定の住居及び生業を有せずして諸方を徘徊する者(二)平常粗暴の言論行爲を事とする者又は他人の身上若くは行爲に對し誹謗譏諷を事とする者(三)何等の口實を以てするに拘らず、他人に對し脅迫に涉る言論行爲を爲す者、又は他人の行爲業務に關涉し其自由を妨害する者(四)無根の流言を作為し口頭又は文書圖書に依り之を世間に流布する者(五)他人を教唆し第二號乃至第四號の言論行爲を爲さしめたる者、同第四條に曰く、地方長官は本島在住の内地人又は外國人にして左の事項の一に該當する者に對し、一年以上三年以下、本島在住を禁止することを得(一)治安を妨害せんとし、

又は風俗を壞亂せんとする者(二)二回以上引續き豫戒命令を受くるも、其行爲を改めざる者、同第五條に曰く、在住を禁止せられたる者は、十五日以内に本島外に退去す可し、同第六條に曰く、在住禁止の命令を受けたる者、其命令に對し不服あるときは、命令を受けたる日より三日以内に、地方長官を経て、臺灣總督に命令取消の申請を爲すことを得、前項の場合に於ては、其命令の執行を停止せず第七條に曰く、前條の申請を受けたるときは、臺灣總督は、其事實を審査し、地方長官の命令を認可し、若くは之を取消す可き命令を爲す可し、同第十一條に曰く、退去期限内若くは猶豫期限内に退去せざる者、又は禁止期限を犯したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す、前項の處刑を受けたる者は、出獄後十日以内に本島外に退去す可し、違反者には前項を準用す、同第十二條に曰く、此規則は發布の日より之を施行す云々と、豈亦無上の蠻法暴令にあらずや、願ふに明治二十年の末政海の狂瀾天を捲かんとするに際し、時の内閣は乃ち、勿皇として議を決し、有名なる保安條例を發布せり是れ則ち、我明治史上に千古拭ふ可からざる、汚點を留めたる者にして、識者の痛惜する所なりしも、今や這般の蠻法は我議會の清議により廢せられて過去の一夢に屬せり、然り而して、當時の保安條例と雖も退去者を皇城三里以外の地域に限定したのみ、則ち殊に皇城神聖の地を去る、三里ならしめたるのみ、然るに臺

臺灣當局者の、制定せる保安規則は、南荒天外の地より、其認めて以て、治安妨害者
 と爲し、不逞兇惡の徒を爲す者を退去せしめて、寧ろ之を皇城神聖の地に、近づか
 しめんとするなり、ア、臺灣保安規則を讀で、憤慨せざるものは實に日本帝國の臣
 民に非ざるなり。

臺灣律令の内容實質已に此の如し、余輩は之が爲めに、司法權の獨立を毀害せられ
 たるを見る、日本臣民が帝國憲法によりて既得したる權利を蹂躪せられたるを見る、
 徒らに生民を苦しましめ、民業を萎靡せしめたるを見る、新附の民をして其堵に安
 んせざらしめ、遷來の人を減少せしめたるを見る、要言すれば、新領土の荒廢を見
 るのみ、此の如くにして、所謂臺灣律令の必要、果して何處にあるか。

記者は又曰く、若し不幸にして之を成立せしめざらんか、(明治二十九年法律第六十
 三號の効力延期の法律案を云ふ)委任立法の根本法なきが爲に、臺灣統治の最上權能
 を麻痺せしむるのみならず、法理上根本法消滅するも委任命令は消滅せざるを以て、
 假令一たび發したる委任命令が有害無益なるべき場合あるも、之を改廢するは一に
 正式の法律又は命令を待たざるべからざるに至り、國家は遂に法令の處置に窮せざ
 るべからざらんとす、况や今日此の委任立法に代るべき良方法の一も存在せざるに
 於てをや、只々此の根本法を持続するに當りて、其の年限を機械的に算するの故態

を棄て、一定の事功成るまでは之を有効ならしむるの方針を取るを可とす云々と、
 是れ蓋し臺灣當局者の意を承けて、論述したるものにして、聞く所によれば本期の
 帝國議會に提出さる可き、法律第六十三號効力延期の法案も、また其六條を全然之
 れを削除して無期限とするの法案なりと、何ぞそれ堂々たる帝國の立法院たる議會
 を輕蔑視するの甚だしきや。

明治二十九年法律第六十三號は、固より違憲の法律なりと雖も、其法律の主旨たる、
 新領土草創の際に處する一時の權宜に出でたるものたるや、其第六條に於て、其効
 力の期限を確定したるによりて明かなり、此の如き一時の權宜に出でたる法律は、
 決して領臺後七年の今日に於て持續せしむるの必要なくして、寧ろ大に其の弊害に
 堪へざるの實狀を現存し居ることは、余輩が既に章を重ねて反覆論明したる所なり、
 夫れ然り、明治二十九年法律第六十三號を繼續せしめざるも、臺灣に特別法を布く
 に妨げなし、乃ち慎重なる帝國議會の審議の下に、優に特別法を制定するに妨げず、
 又現行の法律又は將來發布する法律にして、臺灣に限り施行せざることを要せば、
 其之れを爲すに差支なきは、現に北海道若くは沖繩に於て、其適例を明示するにあ
 らずや、况んや若し緊急の必要ありとせば、帝國憲法第八條により、法律に代るべ
 き勅令を發し得るに於てをや、亦何ぞ記者の所謂臺灣統治の最上權能を麻痺するの

憂あらんや。

法律六十三號其効力を失ふも、既往に於ける臺灣律令の消滅せざるは勿論なりと雖も帝國議會は須らく、既往の臺灣律令を審査し、其廢す可きは之を廢し、其改む可きは之を改め、其存する可きは之を存するに於て、審議を盡す可きなり、是れ固より議會の權能なり、亦何ぞ記者の所謂國家は遂に法令の處置に窮すると云ふが如き沒理的の事あらんや。

法律第六十三號に定めたる臺灣總督府評議員會なるものは、其實臺灣總督の屬僚のみ、臺灣の真相實狀已に余輩の反覆論明したるが如し、我帝國議會は何を苦んで其立法協賛權を擧げて、彼等に委任するや、抑も這般の問題にして、由來政海に纏綿せる情實に掩はるゝに至らば、夫れ竟に堂々たる我帝國憲法を奈何せんとするぞ。

臺灣律令と帝國憲法

余輩は曩きに、人民新聞紙上に於て、東京日々新聞記者の、臺灣律令論を駁論し、前後數章を重ねたり、即ち其要旨は、第一、明治二十九年、法律第六十三號の違憲なること、第二、法律六十三號、違憲の有無を措て問はずとするも、既往に於て發せられたる、臺灣律令の中、全然帝國憲法に違反せる、法令の明確なるものあるこ

と、第三、今日に於て、法律六十三號、繼續の必要なことに就き、反覆詳説したり、然るに世の反對論者と稱するもの、以上の三要項を通じて、敢て明確なる駁議を爲し得るものを見ずして、唯含糊的口調を以て、帝國憲法の明文を無視する、曲學の言を弄するにあらざれば、讒誣中傷を以て、正義論を壓抑せんとするもの以外ならず、亦憐れむ可からずや。

或は曰く、法律六十三號は、違憲の嫌ありと雖ども、今日に於て、之れを云ふは、死兒の齡を算するが如きものなり、既に議會に於て、法律として可決せられたる以上は違憲ならずと、解釋する方、穩當なりと、何ぞ曲學阿世の甚しきや、それ憲法なるものは、千古不磨の大典にして、君民の永遠遵由せざるべからざるものなり、然れば則ちその一たび、違憲の法律たるを知るに於ては、須らく速かに、之れを改むべきのみ、蓋し既定の法律と雖ども、その不當を知得するに於ては、之れを改廢するに、躊躇せざるにあらずや、况んやその違憲なるに於てをや、又况んや法律六十三號は、已にその効力期限を経過する二回なるに於てをや、法律六十三號の、違憲なるや否やは、暫らく措て論せずとするも、臺灣總督の發したる律令の中、明らかに憲法に抵觸するものを擧れば、第一、明治三十一年、律令第十六號、臺灣總督府法院條例なり、該條例によれば、其第一條に於て、臺灣總督府法院は臺灣總督に

直屬し、民事刑事の裁判を爲すことを掌ると規定し、其第十七條に於て、臺灣總督は必要と認めるときは、判官に休職を命ずることを得と規定したるが如きは、當に憲法第五十七條、第五十八條の明定せる、司法權の獨立と、裁判官の保障に於ける條項を、蹂躪したるものなり、第二、明治三十一年、律令第二十四號、匪徒刑罰令が、その文明の法理に背違し、社會刑罰權の範圍を超越せる、酷薄の法令なることは、暫らく言はずもがな、其第七條に於て、本令に於て罰すべき所爲は、其本令施行前に係るものも、仍本令に依て之を處斷すと規定せるは、實に憲法二十三條の精神を無視するものなり、第三明治三十三年律令第三號、臺灣新聞紙條例に於て、新聞紙の發行は、必らず臺灣總督の許可を要すること、なし、且つ何時にても、臺灣總督に於て、其許可を取消すことを得る旨を、規定したれば、憲法二十九條は、臺灣に於ては、全く破壊せられたり、第四明治三十三年、律令第二十一號、臺灣保安規則も、又まさに、憲法二十二條に於ける、日本臣民の居住、及び移轉の自由を、迫害したるものなり、苟しくも臺灣に於ては、帝國憲法行はずとすれば、則ち止む矣、その已に、憲法の行はれ居ることは、法律六十三號を制定したる當時に於て、既に明認せられたる所にして、争ふべからざる所たるに係はらず、這般違憲の明確なる律令の爲めに、強ひて曲辨せんとするの徒は、豈帝國憲法の一大罪人にあらずや。

や。

臺灣問題

臺灣問題、臺灣問題、是れ豈至重要なる一大問題にあらずや、領臺以來七星霜治蹟の擧らざる彼の如し、臺灣問題の起らざる寧ろ怪しむ可きにあらずや。

言ふ勿れ、臺灣は屹たる南荒の十孤島のみ、其消長休戚以て問題とするに足らずと、其幅員殆んど九州に近く、其人口三百万を超え、沃野千里、禾穀稷々、鑄山煮海の利、無盡藏なる、之れを世界に求むるも、多く匹儔を得べからざる所の、臺灣の消長休戚にして、以て問題とするに足らずとせば、所謂問題とすべきもの、果して何くにある、況んや其地勢東亞の咽喉にして、我南門の雄鎮たるべきは於すをや。

願ふ由來我れの臺灣に注ぐ所の金力果して幾許ぞ、而して亦之れが爲めに、糜せし所の人力、果して幾許ぞ、而して臺領七星霜得たる所の結果、竟に何物ぞ。

支那人は必らずしも、一定世襲の主權者を謳歌するものにあらず、仁政の在る所、之れに靡從する、恰かも水の低きに就くが如きものあるは、歴史の證明する所なり、帝國憲法此に行はれ、文明進化の法律此に行はれ、而して國幣を注入する數千万金、孜孜として其經營に従事するの外觀ありて、新附の民毫も新政に謳歌するの内狀な

く、密に舊政を追慕するの實あるは何ぞや。

領臺七星霜、決して短日月と云ふべからず、當局乃ち誇稱して、銳意經營に従事すと稱す、而して遷來の内天人、漸く減少して、其現住するものも、旅客の如く、毫も其堵に安んずるの實なく、滿目荒涼の觀あるものは、果して何ぞや。

仰いで總督の官邸を望めば、巍然として雲霄を摩し、眼を轉じて民政長官の堂屋を顧みれば、宏壯驚くに勝へたり、而して行旋病人頻りに途に横はり、夫を失ふの寡婦、親に別かるの孤兒、屢次誅求に泣けり、而して匪徒横行し、蕃人跳踉す、南荒の凄慘、寧ろ想像の外に出づるものあり、ア、誰か臺灣を顧念するに足らずと云ふか。

吁臺灣の事蹟果して何如、余輩は唯人文の自由の、毀害せられたるを見るのみ、憲法によりて保障せられたる、日本臣民の權利の、蹂躪せられたるを見るのみ、司法權の不羈獨立ならざるを見るのみ、暴官汚吏の跳梁を見るのみ、魑魅魍魎の百鬼の、白日横行を見るのみ。

聞説らく、當局は頻りに、臺灣問題を、糊塗彌縫するが爲めに、魔力を盡して、汲々として鞅掌する所ありと、夫れ千百の糊塗彌縫も、一の事實を没する能はず、抑も臺灣問題は、日本人種の消長問題なり、經世問題なり、人道問題なり、其範圍の廣

大にして、其影響の久長なる、方に二十世紀に於ける、大問題の一たるを失はず、余輩は天下正人義士の奮起して、這般の問題を講明せんことを切望するものなり。

明確なる違憲問題

我帝國議會に清議なきや久し矣、然り、彼等の蛙鳴蟬噪的論議が、藏者の厭倦を買ひ、輿望に背ける、亦實に久しと云ふべし、我操觚社會が、曲學何世の俗論に、迷溺せらるゝや多し矣、然り、我文壇が萎靡腐敗せるは、近時に於て、殆んど一の極に、達すと云ふべし。

彼等は動もすれば、情實を説く、而して自己は、國民の代表者たるを思はざるなり、彼等は故らに曲説を弄す、而して自己の公人たるの、位置を顧みざるなり。

帝國憲法は、千古不磨の大典にして、當に君民の永遠遵由せざるべからざるものなり、然るに明確なる違憲問題に逢遇するも、故らに情實の爲めに、之を埋葬せんとし、甚だしきは黃白の爲めに、其説を曲げんとするは、何等の不埒や、余輩は憲法の擁護者として、此輩と共に天を戴くを欲せざるなり。

何をか明確なる違憲問題と云ふ、即ち臺灣總督府が法律第六十三號を濫用して、敢て憲法五十八條を無視せる律令を發布せること是れなり。

試みに明治三十一年律令第十六號、臺灣總督府法院條例を見よ、該條例に於て、臺灣總督は必要と認むるときは、判官に休職を命ずることを得と規定したるは、何れの點より見るも、憲法第五十八條を蹂躪せるものにして、辯護するの餘地なきものなり、奈何なる曲學者と雖ども、まさかに休職は免職と異なるが故に、憲法に牴觸せずと云ふが如き、曲説を吐く能はざるべし、るれ憲法第五十八條の精神は、裁判官の不羈獨立を、保障するものにあらずや、然るに裁判官にして或事件の審理に着手中、忽ち休職を命ぜられて、其事件を審斷する能はずとせば、司法權獨立の實、何くにある、况んや休職は、免職の一方法なることは、常識ある者の直ちに、看取すべき所なるに於てをや。

凡る今日、各國の屬領地若くは植民地に於て、本國と其制度を異にするものあるも、司法權の獨立せざるものは斷じて無き所なり、然らずんば何を以て、その秩序を維持するを得んや、司法權獨立の侵害は、實に我臺灣を以て、嚆矢と爲す、その經營の要領を得ざる、亦宜ならずや。

抑も我帝國議會は、何を以て這般の明確なる、違憲問題を沒了せんとするか、我操觚社會は、何を以て這般の顯著なる、秕政を庇護せんとするか、敢て問ふ。

臺灣律令問題の一大誤謬

余輩は從來幾多の新聞雜誌に於て、明治二十九年法律第六十三號の違憲を論じ、而して臺灣當局者が該法律を濫用せるの結果、更に幾多の違憲的臺灣律令を發布せるの始末を詳説したりき、然るに世の反對論を唱ふるもの散て正面より駁説を爲すものなく、反つて臺灣當局の聲に倣ひ、糊塗的論議を試みて以つて臺灣當局者の爲めに、刻下の危急を辨護せんとするに至りては其心事の陋劣想見すべきなり。

然れども或は又無邪氣に誤謬の見解を爲すものあり、中央新聞記者の如きこれなり曰く臺灣は帝國領土の一部たるに相違なしと雖ども、實質に於て殖民地たることを忘るべからず(中略)異種異俗の人民を包括し統御するに於て、特殊の策を施すの已むべからざる所以、亦何ぞ必らずしも吾輩の喋々を須るむや、臺灣は直轄的殖民地なり、之をして日本的に同化せしむるは、帝國の目的なり、臺灣の人民をして、直接立憲治下の良民たらしむるは、固より其所にして、吾輩の希望する所なり、然れども今日臺灣の現状及び其程度は、内地と畫一の法律を施すに適せざるは、臺灣實際の情勢に迂濶なるに非ざるよりは何人も之を看取するに難しとせざる所、而して六三律令の或期限内に於て、繼續の必要あるは已むべからざるに出づ、假へ律令を

廢止するも、其律令に代るべき良策妙案あるに於ては、吾輩は必らずしも之を得めずと雖ども、苟くも然らずして突然其律令を廢止せば、其結果管登總督の自由的手腕を束縛するのみならんや、將來殖民政策の膨脹を、抑制するの端を啓くに至りては豈に無邪氣の甚しきものにあらずや、然れども記者が更に、而して彼の進歩黨が徒に律令繼續を否認して、其結果如何を顧みざるが如きは、無責任の甚しき者に非ずして何ぞやと説くを見れば、這般に於ける、記者論議の心事忖度するに難からざるものにして、其實大に無邪氣ならざるやも知るべからざれども、余輩は先づ寧ろ、無邪氣なりと云ふを以て、記者に對する大なる敬禮なりと信するものなり。

試みに思へ凡る世間何人か臺灣を以て内地と畫一の法律を施すに、適せりと唱へたるものかある、臺灣に特別政治を布くの必要なるは、猶北海道及び沖繩に於けるが如し、否な寧ろ一層の急を認むべきは何人も異議なき所なり、然れども法律六十三號繼續と所謂特別政治とは、全然同一のものにあらざることは、苟しくも常識ある者の首肯すべき所にあらずや、法律六十三號を繼續せしめざるも、内地と畫一の法律を施すに及ばざることは、明々白々にして、我立法府は優に特別の法律を、臺灣に制定し得るにあらずや。

且つそれ、臺灣當局者が、近時帝國議會に於ける答辨によりて之れを見るも臺灣に

於て、緊急を要すへき、緊急を發布するの必要なことは、明らかなるにあらずや、然らば則ち、所謂特別の法律なるものを、帝國議會多數の審議を盡したる上に、制定するど一個の臺灣總督、民政長官が專斷的に規定すると、何れか優にして何れか劣なるか、智者を待たずして知るべきのみ、況んや現當局者の如き、總督は陸軍大臣を兼ねて殆んど一歳を擧げて、内地に留任し、民政長官の如きも、一歳中八九ヶ月間を、内地に費消するに於をや、法律六十三號繼續を主張するものは、貴衆六百の議員の頭腦を以て、一の現當局者が、片手間半分に費やす、腦力に及ばずとするものなり。

臺灣法令問題

(時事新報及び二六新報を駁す)

余輩は昨年の時事新報及び二六新報を讀みて先づ其常識の有無に就て疑を抱かざるを得ず、而して平素敬意を表する記者等の議論としては、餘りに其孟浪杜撰なるに驚かざるを得ざるなり。

蓋し記者は事務を論ずるを以て業とするものにあらずや、何爲れり夫れ明治二十九年法律六十三號の内容實質に就き、先づ多少の講究を費さざりしや、憲法を説くの

前に、亦何爲れず憲法の明文を熟讀せざりしや、抑も亦法律若くは律令を論じながら、其効果に就き、究明する所あらざりしや。

時事記者は曰く(前略)或は右の法律を以て違憲と認むるの説なきに非ず、其論據とする所は、憲法の明文に法律を以てす可しと規定したる事項を法律以外の規定に委任するは、則ち憲法に違犯するものなりと云ふにあれども、元來法律を以て規定するを正式とする事項を、勅令其他の規定に譲りたるは獨り右の第六十三號のみに非ず、他に其例多き中にも、命令に罰則を加ふることを許したる法律の如き、最も著るしきものにして、同法律に據りて罰則を規定したる命令は甚だ少からず、然るに之を不問に附しながら、單に法律六十三號を違憲と爲すは、論理の一貫を缺く云々と、是れ豈に法律六十三號の如何なるものたるを知らざるのみならず、亦憲法の上に於ける法律、命令の區別を辨せざるものにあらずや、夫れ法律六十三號によりて、臺灣總督の發し得べき命令即ち臺灣律令は、決して憲法第九條の謂所命令と同一すべきものに非ずして、法律の効力を有する命令即ち法律と同一のものにして、其間毫も實質上の區別なきなり、夫れ立法權即ち法律制定權は、天皇の帝國議會の協賛を以て、初めて行はせ給ふべきことは、憲法第五條に大書特筆する所なり、此以外に於て法律に代るべき勅令若くは法律を執行する爲めに必要なるを以て發すべき

命令は、或期間若くは或條件に依らざれば決して發することを得べからざることは、亦實に憲法第八條第九條に明記特定せる所なり、記者は法律六十三號以外にも罰則を規定したる命令少からずとて、之を咎めずして、單に法律六十三號を咎むるは、論理の一貫を缺くと主張すれども、他の命令中、果して命令を以て法律を變更し、若くは變更し得べきものたるや、之を是れ顧みず一般命令を以て法律六十三號の法律を變更し得べき、又現に變更し居れる、臺灣律令に對比し、此を許して、彼を咎めざるは、論理の一貫を缺くなど云は誤謬も亦甚しからずや、若し夫れ法律の委任を絶對無制限に爲し得可しとせば、帝國議會は其必要なきなり、帝國憲法も亦竟に空文たるに歸せんのみ。

記者又曰く、一度ならず二度までも議會を通過して、實際に効力を生せしめたる法律を違憲なりと認むるは何事や云々と、夫れ憲法は千古不磨の大典にあらずや、帝國君民の万世、遵由せざる可からざる綱紀にあらずや、法律若くは命令にして、違憲を認む、須く直に之を改廢す可きのみ、記者の如くんば、不當不正の法律と雖も、既に議會の通過を経たる上は、復び之を改廢するを得ずと云ふに至らん、戻るも亦た甚しからずや、況や法律六十三號の有効期限の、將に經過せんとする今日に於てをや。

時事記者は又論じて曰く、抑も臺灣の我版圖に歸したるは、日尙ほ淺く、人情風俗大に内地と異なるものあれば、之を統治するに特別の法律を要するは争ふ可からざるの事實なりとして、今其の人情風俗に適したる法律を制定するに當り、親しく施政の任に當る總督以下の官吏より成る一種の立法機關に由ると、其議員の多數は、實際の事情に通せざる、帝國議會の協賛を経ると、孰れか便利にして、孰れか不便なるや、智者を待たずして知るべきのみ、唯行政官に立法權を委任して、毫も牽制を加へざる時は、或は其權力を濫用するの掛念ありと云んかなれども、法律六十三號は、臺灣の立法權を無限に、總督以下に委任したるものにあらず、即ち其立法に就ては、一々奏請御裁可を経ざる可からざるべきと無論にして、奏請裁可に就ては、内閣の大臣に於ても、其責を負はざる可からず云々と、凡る當今の世、此の如き言に首肯するものは、記者一輩の外あらざるべし、余輩は記者の言論が、餘りに釋氣を帯ぶるが故に、(絶對的尊敬の意味に於て)先づ記者に向つて帝國憲法の一讀を促さざるを得ざるなり。

記者は曰く、法律六十三號は臺灣の立法權を無限に總督以下に委任したるものに非らず、即ち其立法に就ては一々奏請裁可を経ざる可からざることを無論にして云々と、凡る今日宇内の立憲君主國に於て、其議會の議決が、君主の裁可を経ずして施行さ

れ得るもの何處にかある、余輩は唯法律六十三號は、帝國憲法第五條の所謂、天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふと云ふことに、明に抵觸撞着するを以て、天下百世の清議の爲めに、苦言痛語するの止む可からざるを認むるものなり。

且つ夫れ記者の論じて、今その人情風俗に適したる法令を制定するに當り、親しく施政の任に當る總督以下の官吏より成る一種の立法機關に由ると、其議員の多數は實際の事情に通せざる帝國の協賛を経ると、孰れか便利にして、孰れか不便なるや、智者を待たずして、知る可きのみと云ふに至りては、當に是れ政府委員後藤新平の口調にして、實に帝國議會を侮辱するの甚だしきものなり、余輩は讀で此に至り故福澤翁の爲に涙の潜々たるを禁せざるものあり、何ぞや、故福澤翁は時事に通ずるを以て稱せられしものなるに、其承繼者たらざる可からざる記者輩の餘りに時事に迂濶なることを以てなり。

試みに見よ、現任臺灣總督兒玉男爵は、兼任陸軍大臣として一年中僅かに二三十日を除くの外概ね東京に在留し居るにあらずや、民政長官後藤新平も、同じく一歳中八九ヶ月間は在京し居るにあらずや、此の如くにして、能く實際の事情に通ずと云ふは一面に於て確かに我帝國議會を侮辱するものに非ずや、抑も言ふまでもなく、帝國議會の議員は、我帝國民人の代表者に非ずや、彼等は國民の撰良として、若く

は聖主の擇拔を以て經世經國の要務に當り居る者にあらずや、記者輩何を何て彼等數百人の識鑑は、現任當局者の羈旅的觀察に優らずと云ふや。

二六新報記者の、法律六十三號繼續案の辯護に至りては、亦勉めたりと云ふ可し、彼は曰く、(前略、法律六十三號は、此目的に於て、臺灣總督に廣大の權利を與ふる者なり、故に臺灣の行政の其實際に於て、本土と同一なるべからざる理由を解する者は憲法國家に於ける體面の備不備は之を舍き義として之が存續を容認せざる可らず、即ち可否の決は、本土の文明的行政を以て、臺灣を律するや否や、此一問に繋る者なり)云々と、此の議論の反面は、帝國憲法に違反し、國家の體面を傷くるも、法律六十三號繼續の爲めには、問ふ所にあらずとするものなり、然らば即ち記者たるもの何ぞ先づ憲法中止論を絶叫せざるや、抑も亦何ぞ自己の功利の爲めには、國家の利害を問ふを要せずとする、現當局者の主義を、一層露骨的に辯明せざるや、余輩は世界の何處にか、其占領地若くは譲り受け地に、五年や十年の間に、本國と同様の政治を施したる所やある、アルサスローレンにか、馬達加斯加にか、アルゼリーにか、波蘭にか、中央亞細亞にか、印度にか、香港にか、玖馬にか、菲律賓にか、三百の頭顱、たゞ形ばかりなる三百の頭顱には、此等の形勢を知らざる者あらんと云ふが如きに至りては、大なる教訓を記者より受けたるを謝するものなり、然

れども之と同時に、記者に問ふ所なかる可からず、世界何れの立憲國か、其一州とし一領土とする處に、其憲法を行はざる所かあると、且つ問はざる可らず、記者は敢て臺灣を以て日本地積の延長とせる、明確なる史蹟を沒了せんとするや否やと。何の愚者か臺灣に特別政治を布くを否定せしものぞ、余輩の法律六十三號を違憲なりとし、其繼續案を否認する所以のものは、敢て臺灣に特別政治の必要なしと爲すが爲めにあらず、否な特別政治の必要あるを以て益す法律六十三號の有害無益を主張するものなり、然る所以のものは、言ふまでもなく、既往六年の歴史之を證明して餘りあるを以てなり、凡そ臺灣の律令中、内地の法律と異りたるもの幾何かある、而して其全然特異なるものを列擧すれば、臺灣總督府法院條例、匪徒刑罰令、臺灣新聞紙條例、臺灣保安條例を除きては、僅に專賣に關する法令あるのみにあらずや、而して此等の諸法令が、如何に不法不當にして、一方に於ては帝國憲法に背違し、一方に於ては新領土經營の途を誤り、領臺七年、要言すれば荒廢の歴史あるのみに歸する所以のものは、必ずしも現任當局者の責任のみにあらず、また樺山、水野、桂、乃木、曾根等のみの責任にあらず、要は唯制度の罪のみ、蓋し臺灣經營は、我國人の一大事業なり、其成敗は我國運の消長に關するや多大なりとす、乃ち須らく、朝野官民の全力を、傾注するを要す、法律六十三號を繼續せしめざるは、豈時務の

急なるものに非ずや。

東征紀行

今や、千里東征の行を試みんとす、回顧俯仰、豈感慨に勝へんや、願ふ、吾人が明治丙申の歳一たび南荒の客となりしより、烏兔匆匆、既に七星霜を経過せり、吁吾人は何を以て臺灣に來りしか、吾人は今之れを説明するの閑を有せず、天下多少の知己、固より吾人の心事を諒とせんか、蒼山の雲漫々たり、南溟の海洋々たり、爾り、去る者は雲の如し、逝く者は水の如し、想ふて當年に至れば、空しく斷腸の感あるのみ。

吾人は何を以て、其最も不得意なる、訴訟業務に従事したる、臺灣の我新領土たるや、滔々たる母國人は、乃ち戦勝の餘威に驕り、市人日常の賣買貸借、尙刀劍を以て、懸引の利器に供せんとする者あり、官府は乃ち、無限の專制酷薄を以て、細民に對し、奸徒一片の誣告、以て能く、良民の生命財産を、迫害し去るに足る者あり、滿目皆慘たり、此に於てか吾人滿身の血は、油然として湧かざるを得ざるなり、双眼一掬の涙は、潸然として注がざるを得ざるなり、乃ち敢て自から料らず身を以て、人權擁護の衝に當らんことを期せし者、豈亦止むを得んや。

故山を顧みれば、奉養せざる可らざる、老親の在るあり、吾人の臺灣に在る、遵養時晦、密かに三年飛ばず、鳴かざるを期せり、故を以て、群小の跳踉を忍び、幫間の諧笑を忍び、日夕子子たる狗鼠の徒と伍して、胸間に充塞し來る嘔吐を忍べり、然れども其竟に忍ぶ可らざるに及んでは、蹶起して呼號するの止む可らざるを見たり。

吁、臺灣は如何なる地ぞ、是れ實に東洋の平和を擾亂せんとせる、清國の兇暴を、膺懲せんが爲めに起れる、我大日本帝國の義軍が、百戰慘憺の餘に於て、領有せるものに非ずや、幾多の忠勇なる、同胞の血は、これが爲めに流れたり、幾多の志士仁人は之がために斃れたり、幾多國民の膏血は、之が爲めに消糜し盡せり、况んや畏れ多くも、北白川宮殿下は、金枝玉葉の御身を以て、亦此の瘴煙蠻雨の地に、英靈を留めさせられたるに非ずや、吁嗟、臺灣の經營は、日本國民の雙肩に負ふ所の、刻下の大責任にして苟くも其責任の、重且大なるを思はば、乃ち嘯然として戒懼し、奮然として興起せざる可らざるなり、願みて臺灣の現狀を視れば、妖雲漫々天を覆ひ、濁流滔々地に漲り、殆んど言ふに忍びざるものなり、苟くも此の如くにして止まんか、由來日本帝國の光榮ある歴史は、忽焉其光輝を消失するのみならず、日本人種の前途、亦殆んど知る可らざらんとす、吾人は斷々

乎として信ず、日本人種なる者は、決して臺灣に於ける、一部吏民の汚醜なるが如きものに非らずして、其公義、清廉、忠勇、雅量、なる特質は、宇内人類の上に、秀絶せる大民族なることを、乃ち宜しく其秀粹なる本領を發揮し、島民同化の實を擧げ、進んで宇内人類の模範たるを期すべきなり、是れ實に當代日本人士の責任にして特に在臺内地人士の大責任に非ずや、蓋し在臺の内地人士は戰勝國民の先入者として、日本民族の標本たるの位置に立つ者たり苟くも其品位を失墜し其面目を汚損する今日の如くんば、何を以てか忠勇なる兄弟の遺靈に對せん、抑も亦何を以てか、故國の同胞に對せん、吾人驕愚敢て自から揣らず本會を創設する所以の者、亦一片耿々の微衷、止むを得ざるに出づ、ア、新高山は、秀絶天に聳ゆるに非ずや、淡水河は清麗、長へに縁なるに非ずや、吁嗟、此の山水秀麗、沃野千里の地を擧げて、子子たる薄志弱行の徒の蹂躪に委す、是豈多血多液の士の、竟に能く忍び得る所ならんや、庶幾くば舉天下、多少の志士仁人、幸に吾人の孤忠を諒するあらば、一臂の力を貸すを吝む勿れ

と云ふもの、是れ實に、明治三十年八月二十九日に於て、吾人が孤憤自から禁ずる能はずして、臺灣正義同志會を創設し、絶叫したる所なり、爾來同志の後に從ふて、利民協會を組織し、臺灣民報を發行せるもの、亦實に其止むを得ざるを以てなり。

領臺七星霜、臺灣經營の成績、果して奈何、南荒の真相果して奈何、其半面は當局、若くは御用記者、若くは紛々たる鷄鳴狗盜者流によりて、誇稱鼓吹せられ、多少の解明を與へられたるものあらん、然れども其半面は、依然として暗黒場裏に、埋葬せられ居るにわらずや、一瞬時にして來去する、内地政客の旅行的觀察は、果して之れに向つて、適當なる解釋を與へ得べきか、果して要領を得べき、視察を遂成し得べきか、其之れを望まんとするは、木に據りて、魚を求めんとするの類にわらずや、爾り、吾人の此行、豈偶然ならんや。

十二月二十三日午後三時門司港を發す風濤稍く穩かにして有名なる瀬戸内の風光應接に暇まわらず但此行同船の客多からず知人としては高原繁藏伊藤欣造の兩氏あるのみ此夜二氏及び萩原氏と卓を圍みて寒月を甲板上に賞してウイスキーを酌み夜半に至る二十四日正午神戸に着す吾人の此に特に記すべきは瀛船弘濟丸の乗客用に最も適當なる事と船長事務長等の最も懇切なりし事なり但し神戸の埠頭に着するに際し船員の不熟鍊なりし爲めか一時間餘を空費して乗客を失望せしめたるは頗る遺憾なりし午後一時後藤旅館に投宿し旅装を解きて間もなく萩原氏と共に神戸又新日報社及び神戸新聞社を歴訪し轉じてクロニクル社を訪ふ

クロニクルは英字新聞にして神戸居留外人間に於て最も信用あり勢力ある新聞紙な

り該社々主兼主筆たるロバートヤング氏に面接す
 ヤング氏は年齒四十前後舉止沈着にして辭禮懇懇なり彼れは日本の臺灣統治に就ては最も留意し居ると見へ有ゆる方面に付き質問を發し且つ自己の意見を述べたり其現時臺灣に於ける内地人が總督府の政治に關し何等參政の權なしと云ふを聞くに及んでサスガ沈着の同氏も一驚を喫したるの舉止を示せり同氏は又在臺灣外國人等より報告に接せりとて土地所有及樟腦處分に關する總督府の處置に對する苦情を述べられたれば余輩は詳らかに其謬妄を辨明し外人等の苦情の理由なきことを論述し同氏をして合點する所あらしめたり
 今ヤング氏談論の大要を左に掲げん

凡る今日各國の新領土經營策若くは殖民政策に二様の主義あり即抑壓主義自治主義是れなり而して抑壓主義は其結果の不成功に於て悉く軌を一にせり之に反し自治主義は其成果の著しきに於て蔽ふ可らざるものあり余は日本の臺灣經營に於ても自治主義を懲憚せんと欲する者なり英國の印度經營は其初に於て幾多の困難ありしに係はらず近時其成績の驍々として見る可きあるに至れるは全く此自治主義の賜なりと信ず余を以て之れを見るに日本の臺灣經營は之れを英國の印度經營に比し頗る容易なるあるを思ふ乃ち支那人は古來自治の習慣あれども印度人は自治

的習慣絶無なるが如き之を例證するに足らんか日本人民は既に憲法治下の民なり其臺灣なる新領土に移住したるが爲めに憲法によりて與へられたる權利は決して失はれざる可し臺灣總督府が本國遷來の母國人をして一切政治に參與容喙せしめざるの方針を取り居れりとは余の殆んど信ずる能はざる所なり云々
 かくて談論稍く歩を進めて夕陽西山に沒せんとす即ち再會を期して別る因に云ふ氏は臺灣事情調査の爲め近日渡臺することに決せられ且つ時々氏の臺灣に關する意見を我社の紙上に寄稿することを約せり

此夜萩原氏は京都に在る其親友某氏の病氣危篤の報に接し直に京都に向け出發せられ明日を以て京都發の汽車に相會することあり

二十五日午前七時神戸新聞社員豊田哲輔氏の來訪に接すそれより三井物産會社神戸支店長遠藤氏を訪ひ歸途諏訪山を散策し楠公神社に詣で歸宿し午後六時七分三ノ宮發の急行列車にて上京し途中國府津にて線路の破損ありし爲め二時間許り遷延し二十六日正午過ぎ新橋に着し萩原氏と共に旅館厚生館に投ず

十二月二十六日正午、東京に着せし以來、寒威の凜烈頓に加はる、晝餐を喫して、間もなく車を命じて、麴町、麻布、牛込、神田、芝、四谷、赤坂の諸區を南奔北走す、爾來今日に至る、殆んど五晝夜、其間極めて僅少の睡眠時間を除くの外殆んど

政客訪問の爲めに費消し了れり、此の如くして圓城寺清氏を萬朝報社に訪ひ、松平康國氏を讀賣新聞社に訪ひ、陸實氏及び古嶋雄氏をを日本新聞社に訪ひ、曾我祐準子爵(貴族院議員)を駿河臺鈴木町に訪ひ、花井卓藏氏(衆議院議員)を神田錦町に訪ひ、秋保親兼氏(衆議院議員)を九段中坂に訪ひ、石井信氏(政友會員)を一番町に訪ひ、肝付兼行氏(海軍少將水路部長)を下二番町に訪ひ、寺崎泰吉氏(政友會員)を京橋彌左衛門町東亞商會に訪ひ、山下千代雄氏(衆議院議員)尾崎行雄氏(政友會總務委員)を芝公園に訪ひ、古山又三郎氏(政友會員)を同上吉田組に訪ひ、片岡健吉氏(衆議院議長)を内幸町の官舎に訪ひ、伊東已代治氏(男爵樞密顧問官) 楠木正隆氏(男爵)柴四朝氏(衆議院議員)を永田町に訪ひ、元田肇氏(政友會總務委員)を紀尾井坂に訪ひ、金子堅太郎氏(男爵同上)を一番町に訪ひ、烏田三郎氏(毎日新聞社長)を中六番町に訪ひ、小澤武雄氏(男爵貴族院議員)を牛込拂方町に訪ひ、谷干城氏(子爵同上)を同田町に訪ひ、神鞭知常氏(衆議院議員)を麻布龍土町に訪ひ、奥田義人氏(法制局長官)を麴町元園町に訪ひ、増島六一郎氏(辯護士)を麻布本材木町に訪ひ、副島種臣氏(伯爵樞密顧問官)を千駄ヶ谷村に訪ひ、三島彌太郎氏(子爵貴族院議員)を麻布龍土町に訪ひ、堀田正義氏(子爵貴族院議員)を牛込二十騎町に訪ひ、古賀廉造氏(大審院檢事)及び野附常雄氏(評論記者)を牛込北山伏町に訪ひ、山田喜之助氏

(憲政本黨政務委員)を内幸町に訪ひ、關直彦氏(衆議院議員)を金六町に訪ひ、工藤行幹氏(衆議院議員)を中六番町の三四俱樂部に訪ひ、研究會、土曜會、帝國黨、憲政本黨、立憲政友會の事務所を歴訪する數回に及び、諸氏の吾人に對する所奈何ん、その言動奈何ん、吾人耿々の微衷、果して天地を感動せしむる能はざるか、一片の至誠敢て鬼神を泣かしむる能はざるか、請ふ先づ次信以下、其談論を報せん、若しそれ社會大勢の潜運默移と、中央政海の真相實狀に至りては、蓋し亦吾人別に見る所あり、更に他日を待つて論述する所あるべし。

明治三十四年、將に本日を以て盡きんとす、政客概ね新年旅行を企て、四散し、京地に止まる者、殆んど稀なり、吾人も亦此時を利して、五六亡友の墳墓を展掃し、而して老父母を郷里に訪はんとす。

噫亡友の死悲しむ可し矣、彼等は各多少の志を齎らして逝けり、而して其志なる者、豈臺灣に於ける、滔々たる狗鼠者流の、所謂志なる者ならんや、吁嗟幾多好漢の雄魂毅魄、今何くにある、世は唯經濟小才の俗堅輩の、蹶屣跳踉を見るなり、魑魅魍魎の白日横行を見るなり、安んず痛憤に堪ふ可けんや、而して吾人をして、最も感慨に堪へざらしむる者は、亡友古筠の横死なり、その青山に在る墳墓は實に吾人同人が、明治甲午の六月、其遺髪と寫影とを收めて、埋葬せし所なり、今や來りて其

墓を展す時、恰かも殘陽西山に沈まんとして、枯木蕭條、鳥雀寒林に彷徨す、孤客往年を回想して、低徊去る能はず、九腸萬斷せんとす、乃ち當年の吊辭を墓前に再讀し、て僅かに去る。

吁嗟金玉均君逝く矣、眼を擧れば暗雲慘情、東洋の天地、稍く晦蒙ならんとす、而して偉人逝て還らず、噫天道は果して是か非か。

朝鮮の地たる、由來國貧うして、力ら弱しと稱す、况んや内は乃ち、閔族權を専らにし、横虐度なく、外は強隣の凌壓する所となり、財源涸渴し、民に生氣なく、國運の危殆なる、實に旦夕を測る可からざらんとす、一大俊傑の士起りて大手腕を施すにあらずんば、其前途亦爲す可らざるなり、此時に當り朝鮮國、無比の人傑を失ふ、吁天の朝鮮國に祚せざる、何ぞ一に此に至るや。

願みて金玉均君の事に至れば、浩嘆腸裂け、涙眼血迸り、轉た大息に堪へざる者あり、君の爛眼なる、朝鮮國の疾患既に、膏盲に入るを察し、蹶然として奮起し、疾風迅雷の間、以て一舉狂瀾を既倒に回さんとせり、而して壯圖一蹶成らず、逃れて我國に在る、殆んぞ十年或は熱炎天を焦すの孤島に竄せられ、或は寒風肌を劈ざくの北海に鏞せられ、遑遑時晦強忍假裝以て徒に時人の嘲けりを買ひ未だ曾て一たび動ひて大飛躍を試み胸中の經綸を施すの機に逢遇する能はずして、一豎

子の手に斃れ其死屍は怨家の爲めに答られたり、何ぞそれ慘なるや、况んや君の人物性行は、全然世人の爲めに誤解せられ、棺を蓋ふの今日、尙其偉人なる人物の眞價は、未だ承諾せられざるに於てをや、古今薄運の士多しと雖ども君の如きは絶て無くして、僅かにある所なり。

然れども西人の跳踉跋扈は、稍く東人長夜の惰眠を覺醒し來らんとす、君か故國の事、豈亦前途に望みなしとせんや、今や閔族驕横日に甚しく、庶民の怨恨骨に徹し、所在黨を樹て、蜂起するも、之れを制する能はず、政綱紊亂し、威信地に墜つ、其覆滅、決して遠きにあらず、此間豈君の遺志を承け、風雲に際會して、撥亂反正の功を奏する、英達之士、輩出せざるなきを期せんや、君の志、庶幾くは他日、大に伸ぶるの時あらんか、紛々たる時俗の毀譽褒貶大丈夫に於て何かあらん、早晚偉人の眞面目は躍々乎として汗青を照すの日あらんのみ、抑も大丈夫は馬革を以て其屍を裹むべし安んず婦女子の手に死せんやとは後漢の老雄伏波將軍の言にあらずや、青々たる山岳を以て、墓碑となし、漫々たる河海を以て棺槨となす、是れ寧ろ大丈夫の面目なり。

今や君が第二の故郷なる、我日本の同胞は君が遠逝を聞ひて、痛嘆措く能はず、乃ち本日をも以て、葬儀を營み、幽靜高雅の地、綠樹鬱蒼たるの處、君が靈柩を埋

葬して君が雄魂を招迎せんとす、葬に會する者は、皆義侠なる我同胞なり、君が親愛なる知友なり、吁吾人同人が、君を懐ふの情は益々切なりと雖ども、温乎たる其音容復た接する能はざるを奈何せん、噫哀哉庶幾くは饗けよ。

金氏友人會總代 小林勝民泣血拜草

是れ淺草本願寺に於て朝野數千の吊衆を以て營める葬儀に於ける、吾人の吊詞なりき、彼れが不俱戴天の仇敵なる閔族は、吾人の豫言の如く、其後間もなく亡滅せりと雖ども、茫々たる韓國八道終に一人の彼れの遺志を承くる俊傑を出さず眇たる一堅子、朴泳孝の徒、竟に何する者ぞ、嗚呼古筠金玉均死して、朝鮮國亡ぶ、哀しまざる可けんや。(辛丑十二月二十一日認じ)

臺灣經營論 終

明治三十五年二月廿六日印刷
明治三十五年三月八日發行

千葉縣安房國安房郡館野村字國分千三百十七番地士族

著者 小林勝民

東京市芝區三田四國町二番地一號

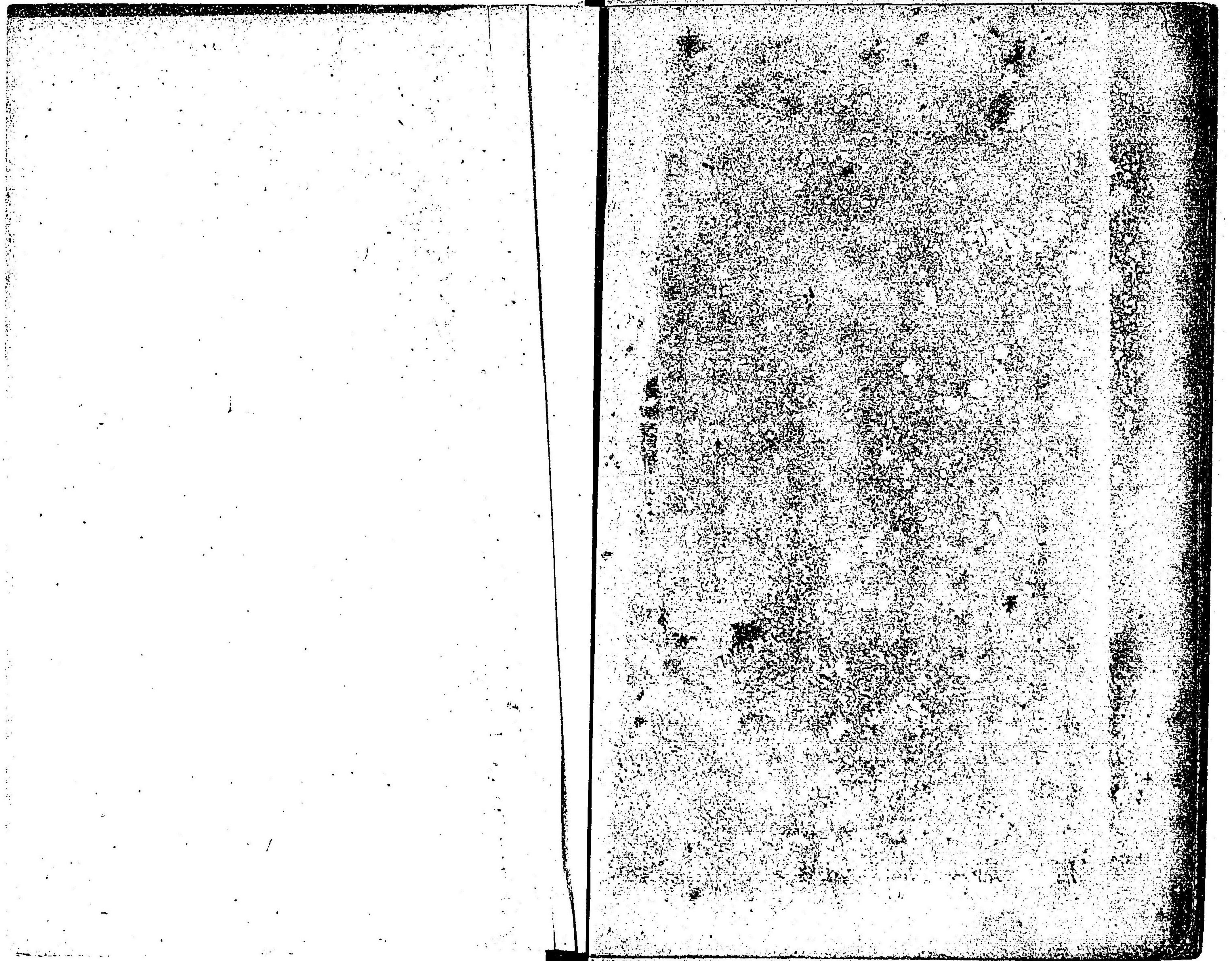
發行兼印刷者 堀卯三郎

東京市日本橋區通三丁目

販賣所 丸善書店

東京市日本橋區本石町二丁目

同 杉本書店



82

425

